

第 4 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成21年 6 月25日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成21年6月25日（木曜日）

午前10時1分開議  
午前10時58分休憩  
午前11時5分開議  
午後0時6分休憩  
午後1時0分開議  
午後1時50分休憩  
午後1時55分開議  
午後3時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成21年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の制定について

議案第6号 熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の制定について

議案第11号 財産の取得について

議案第15号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第16号 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の制定について

議案第17号 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の制定について

報告第1号 平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

請第24号 認可外保育施設に通う子どものための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①「こうのとりのゆりかご」にかかる最近の動きについて

②熊本県手数料条例の一部を改正する条

例（案）の概要について

③熊本県歯科保健医療計画の改定について

④新型インフルエンザ対策の状況等について

⑤薬事法改正に伴う「伝統薬」の郵便販売の規制について

⑥熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について

⑦ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等（平成20年度）の結果について

⑧平成21年度光化学スモッグ注意報の発令について

⑨「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成20年度）

⑩公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑪水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長	池田和貴
副委員長	山口ゆたか
委員	小杉直
委員	岩中伸司
委員	藤川隆夫
委員	鎌田聡
委員	佐藤雅司
委員	早田順一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森枝敏郎

医 監 東 明 正  
 次 長 坂 田 正 充  
 次 長 本 田 惠 則  
 健康福祉政策課長 古 森 誠 也  
 首席健康福祉審議員兼  
 社会福祉課長 坂 田 憲 久  
 少子化対策課長 吉 田 勝 也  
 高齢者支援総室長 江 口 満  
 高齢者支援総室副総室長 古 谷 秀 晴  
 高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之  
 障害者支援総室長 前 田 博  
 障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治  
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典  
 医療政策総室長 倉 永 保 男  
 医療政策総室副総室長 永 井 正 幸  
 医療政策総室副総室長 藤 中 高 子  
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学  
 健康危機管理課長 末 廣 正 男  
 薬務衛生課長 内 田 英 男  
 環境生活部  
 部 長 駒 崎 照 雄  
 次 長 横 田 堅  
 次 長 益 田 和 弘  
 次 長 谷 崎 淳 一  
 首席環境生活審議員兼  
 環境政策課長 園 田 素 士  
 環境政策監兼  
 環境立県推進室長 森 永 政 英  
 環境保全課長 宮 下 勇 一  
 水環境課長 小 嶋 一 誠  
 自然保護課長 岡 部 清 志  
 廃棄物対策課長 山 本 理  
 廃棄物公共関与政策監兼  
 公共関与推進室長 中 島 克 彦  
 首席環境生活審議員兼  
 水俣病保健課長 野 田 正 広  
 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫  
 首席環境生活審議員兼  
 食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆  
 消費生活政策監兼

交通・くらし安全課長 高 野 利 文  
 人権同和政策課長 吉 田 國 靖  
 病院局  
 病院事業管理者 若 本 隆 治  
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英  
 政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは、着席のままで行っていただいで結構でございます。

それでは初めに、森枝健康福祉部長から総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

それでは、健康福祉部関係につきまして説明させていただきます。

本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案、条例関係等5議案、報告1議案の8議案でございます。

まず、新型インフルエンザ対策の状況についてでございますが、6月12日にWHOが警戒水準を世界的大流行を意味するフェーズ6

に引き上げ、国内においても多数の都道府県で感染の確認が続いている状況にあります。

本県においても、去る6月21日に初めて新型インフルエンザの患者が確認され、24日現在、5名の患者が確認されております。

国においては、秋以降の蔓延に備え、対策の運用指針を今回の新型インフルエンザの病原性等を踏まえて改定されたところでありますが、県としましては、熊本市を初めとする関係市町村とも連携を図りながら、当面の感染拡大防止に全力を挙げるとともに、今後の状況に応じて万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、国の経済対策の趣旨を踏まえ、予算化に当たっては最大限の努力をしたところでございます。特に、追号予算につきましては、経済対策に関する国の説明会が、5月下旬から6月上旬にかけて開催され、時間的に厳しい状況でありましたが、事業化できるものは可能な限り予算化し、早期に事業を執行することを目的として、急遽予算計上させていただいたものでございます。

なお、今回の補正予算には間に合わなかったものについても、引き続き事業化を検討しており、9月補正以降に予算を計上したいと考えております。

補正予算の内容といたしましては、冒頭分84億3,300万円余、追号分145億1,600万円余、総額229億4,900万円余の増額となっております。

内訳は、基金の新規造成や積み増しが6件、187億4,900万円余と全体の82%を占め、その基金を財源とした事業が、13件、38億6,200万円余であり、全体の17%となっております。

その他、新型インフルエンザ対策、認知症対策や少子化対策等の事業費を計上いたしております。

その主な内容としましては、まず、社会福祉施設等施設の安全、安心の推進について、

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を造成し、本年度事業としまして、施設の安全確保を早急に行う必要があることから、生活保護受給者で居宅での生活が困難な方のための保護施設や障害者福祉施設に対するスプリンクラー整備の補助を行うこととしております。

次に、少子化対策については、熊本県安心こども基金の積み増しを行うとともに、同基金を活用して、子育て応援の店・企業が取り組む子育て支援活動に対する補助や、母子家庭の母が経済的に自立するための効果的な資格を取得することを支援してまいります。

また、児童の安全、安心を確保するため、認可外保育施設の維持修繕や設備整備を支援する市町村への補助を行います。

次に、高齢者対策についてですが、介護職員の雇用環境を改善するため、介護職員処遇改善等臨時特例基金を造成し、介護職員の賃金の引き上げなどの処遇改善に取り組む事業者へ助成を行います。

また、地域の介護ニーズに対応するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を造成することにより、市町村が計画的に進める地域密着型の介護施設や地域介護拠点の整備を支援してまいります。

さらには、認知症対策として、認知症の早期発見や予防のためのモデル事業に取り組んでまいります。

次に、障害者支援については、障害者自立支援法の円滑な施行のために設置した障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しを行い、新体系移行のための施設改修、事業経営の安定化等のための支援を行ってまいります。

また、経済不安の中での自殺者増加が懸念されることから、自殺予防のための熊本県地域自殺対策緊急強化基金を造成し、啓発事業等を行ってまいります。

次に、女性のがん対策として、女性特有の

がんの予防、早期発見のための健康教育や検診受診の啓発に取り組んでまいります。また、特定不妊治療を受けた方への治療費の助成限度額の引き上げを行うこととしております。

次に、医師確保総合対策として、地域の医師の実態調査や僻地等への医師派遣システムを構築するための業務を、地域医療学寄附講座を設置しております熊本大学に委託いたします。

最後に、新型インフルエンザ対策については、蔓延期に備え、医療関係者や窓口対応県職員のための感染防護具等の備蓄を行うこととしております。

これによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の予算総額は1,321億3,500万円余となります。

次に、条例関係でございますが、第5号議案の熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の制定について等の4議案につきましては、それぞれの基金を新設するための条例を制定するものであります。

また、第11号議案の財産の取得については、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するために購入するものであります。

次に、報告第1号の平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、老人福祉施設整備事業費等3事業につきまして、平成20年度から21年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、新型インフルエンザ対策の状況等についてなど、5件につきまして御報告させていただきますこととしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

議案の説明に当たりまして、各課ごとに資料が幾つかございますので、各課ごとに冒頭分、追号関係分を続けて説明させていただきます。

なお、補足説明資料として経済対策関連事業一覧を用意しておりますので、御参考にさせていただきますだければ幸いです。

それでは、健康福祉政策課分について御説明いたします。

冒頭提案分についてでございます。

厚生常任委員会説明資料の15ページをお願いいたします。

平成20年度の一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

これは、平成20年度2月議会で承認いただきました菊池保健所の耐震改修工事につきまして、保健所施設設備整備費3,169万6,000円を繰り越したものでございます。

3月に設計委託契約を締結しまして、現在は耐震改修の基本設計を行っており、平成21年度に工事完了を予定しております。

冒頭提案分については、健康福祉政策課は以上でございます。

次に、厚生常任委員会説明資料6月補正・追号関係分をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費24億9,500万円余の追加補正を行うものでございます。

右の説明欄をお願いいたします。

先に、2の社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金について説明をさせていただきます。

これは、社会福祉課、少子化対策課、障害者支援総室の所管する社会福祉施設等について、平成21年度から23年度にかけて、耐震化及びバリアフリー設備等の設置を促進するため、国の経済対策交付金24億円余を基金に造成するものでございます。

この基金を活用した事業につきましては、それぞれの所管課で予算計上しております

が、上の1の社会福祉諸費の2つ目の項目でございますが、社会福祉施設等耐震化等特別事業につきましては、今回中核市の分の交付金も県に配分されますため、熊本市内の社会福祉施設等のスプリンクラー設備整備に関し、熊本市に配分する平成21年度の所要見込み額8,870万円を健康福祉政策課で計上するものでございます。

また、福祉・介護人材緊急確保事業680万円余でございますが、これは、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、福祉・介護人材の就労支援のため、求職者と事業所をつなぐ役割を果たす支援専門員の配置、事業者へのアドバイザーの派遣を行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第16号議案熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の制定についてでございます。

一番下の方の提案理由にもございますように、平成21年度から平成23年度までの間、臨時特例交付金を社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の促進に必要な経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

事業期間が平成23年度までであることから、本条例は、清算期間を経まして、平成24年12月31日をもってその効力を失うこととしております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

6月補正・追号関係の説明資料3ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございますが、2,819万6,000円の追加補正をお願いしております。

内容は、先ほど健康福祉政策課から説明がございましたけれども、社会福祉施設等耐震

化等臨時特例基金の活用により、今回、生活保護法に基づく保護施設2カ所についてスプリンクラーの整備を行うもので、整備に要する経費を補助するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課です。

まず、補正予算の冒頭提案分について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の児童福祉総務費では、説明欄にありますように、児童健全育成費として、認可外保育施設あんしん・あんぜん確保事業1,035万円をお願いしております。これは、県が所管します認可外保育施設として80施設、在籍児童数約1,500人という状況にございますが、これらの施設に入所する児童の安全、安心を確保する観点から、一定の基準を満たした施設における危険個所の改修等の維持修繕費または衛生設備等の設備整備費、こうしたものに対して、市町村が各施設に対して助成する場合に、その2分の1を県が負担するものでございます。

次の児童福祉施設費の1番、児童福祉施設整備費、(1)保育所等緊急整備事業は、昨年度末に造成いたしました安心こども基金を財源として、保育所等の施設整備を行うための経費でございます。

当初予算成立後、新たに2つの施設について追加の要望が出てきたこと、また、補助単価が当初想定よりも割り増しになっていることから、8,400万円余の増額をお願いするものでございます。

その結果、本年度は、熊本市内分も含む県内で15カ所の認可保育所の整備を行うこととしております。

(2)清水が丘学園耐震診断業務委託は、県立の児童自立支援施設である清水が丘学園、これは昭和54年に建築されておりますが、こ

の耐震診断の実施に要する経費でございます。

2番、児童一時保護所費でございますが、中央児童相談所に設置されております一時保護所における子供の処遇環境を向上するため、保護所の大部屋に間仕切りを設置し、小部屋化を図るとともに、入所児童の安全確保のため、トイレの改修などを行うものでございます。

以上、冒頭提案分として、4事業で、合計1億900万円余の補正をお願いしております。

続きまして、補正予算の追号分について御説明申し上げます。

説明資料6月補正・追号関係4ページをお願いいたします。

児童福祉総務費について、まず、2番、安心こども基金積立金の方から御説明いたします。

安心こども基金につきましては、2月議会で議決いただき、昨年度末に造成しましたが、今回、全国枠で1,500億円のうちの本県分として交付されます21億500万円余を基金に積み増しを行うものでございます。

これによりまして、昨年度末に造成した分と合わせて、基金残高は40億9,000万円余となり、これを財源として各種事業を実施してまいります。

1つ事業戻りまして、1番の児童健全育成費、子育て応援の店活性化・登録促進事業は、安心こども基金を活用して行う事業でございます。子育てを支援する子育て応援の店、企業の登録数については、昨年度末の登録数1,120件となっておりますが、この登録店舗の増加と、毎月15日の肥後っ子の日の普及啓発等を連動させた取り組みとして実施するものです。

具体的には、登録していただいている店舗や企業で、肥後っ子の日の趣旨に賛同して活動やイベントを実施していただく場合に、1店舗1カ月当たり5万円を補助するもので、

合計3,100万円余の増額補正をお願いしております。

次に、母子福祉費でございます。

1番、ひとり親対策費として、ひとり親家庭支援事業の1億500万円余の増額補正をお願いしております。これは、母子家庭の母が経済的に自立するために、効果的な資格、看護師、介護福祉士、保育士など、こうした資格を取得することを支援するための事業として、制度としては従来からございましたが、今回、経済対策として、毎月の支給額が14万1,000円に増額されまして、また、支給期間も、養成校に在籍するすべての期間を対象とされるなど、制度の拡充が行われたことに対応するものでございます。

2つの事業のうち上段の経済対策分については、県が実施します町村分の事業については、従来からの国庫補助事業に加えて、今回の安心こども基金を活用しながら拡充するものです。また、下段の市交付分については、従来、県を通さず、国から直接市に対して補助がなされておりましたが、今回、国庫補助分4分の3について、安心こども基金を財源として市に交付するよう制度が改められたため、市交付分として新たに予算化するものでございます。県分と市交付分合わせて、対象としておりますひとり親家庭の母親は、約100名を予定しております。

以上、追号分として、合わせて22億4,200万円余の補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

まず、冒頭提案分から御説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず最初に、老人福祉費でございます。

1番の高齢者福祉対策費として3,100万円余を計上してございます。

これら3事業をここに掲げておりますけれども、熊本県では、21年度から、認知症対策の総合的な推進を図ることとしておりますけれども、これとあわせまして、今回この補正予算で認知症関係のモデル事業3つを上げさせていただきますいております。

(1)の認知症検診モデル事業でございますけれども、スクリーニング用機器を活用して、認知症の早期発見のための仕組みづくりをモデル的に実施したいというふうに考えております。

(2)の認知症予防モデル事業でございますが、現在のところ、認知症の予防についてはなかなか医学的なエビデンスがまだ得られていないところでありますけれども、いろいろな取り組みが行われておりますので、熊本県としても、この認知症予防のためのプログラム開発ですとか実証、そういったものにモデル的に取り組んでみたいというふうに考えております。

(3)の地域ケア・命のバトン普及モデル事業でございます。

これにつきましては、救急時等におきまして、高齢者等への医療、介護を適切に行うための地域ケア・命のバトン、これは、筒状のものに、その中に、その御本人のかかりつけ医、それから持病、それから御本人の保険証の写しですとか、そういった御本人の情報を紙に書いて入れ込むことによって、万が一のときのために、例えば救急隊員が駆けつけた際には、御本人と話ができなくても、それを確認することによって適切な対応ができると、こういったものを目指して、今回モデル的に取り組んでみたいというふうに考えております。

次に、2の介護保険対策費でございますけれども、これにつきましては、3の介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金とあわせまして御説明をさせていただきます。

今回の経済危機対策の中で、介護分野につ

いても幾つかの事業が上げられております。その大きな柱の一つが、介護職員の処遇改善でございます。今回、21年度の4月から介護報酬の3%アップの改定が行われましたけれども、介護職員の賃金の確実な引き上げを行うということで、今回、この経済危機対策の中でこの対策が盛り込まれております。

具体的には、この10月からスタートいたしまして、2年半の間、各都道府県に各事業者が介護職員の賃金の引き上げを行うために必要な資金を交付すると。この資金の交付に必要な費用を県に基金を設けまして、その基金から各事業者に対して資金を交付すると、こういった事業でございます。

このための3年間分の基金積立金といたしまして、67億1,400万円余を今回積み立てることとしております。そのうち、平成21年度は10月からスタートになりますので、6カ月分、半年分の費用といたしまして、12億5,200万円余を計上させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

これにつきましては、老人福祉施設整備費といたしまして、21年度当初予算で計上させていただいた分のうち、県債を充てる分について、今回の地域活性化公共投資臨時交付金を充当するというところで財源更正を行うものでございます。

以上、高齢者支援総室の6月補正予算の冒頭提案として79億9,700万円余を計上しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

条例の制定についてでございます。

第5号議案熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の制定についてでございます。

さきに御説明いたしました介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の執行に当たりまして、今年10月から平成23年度までの間、介護職員の処遇改善等に取り組むための基金を設置するものでございます。

平成24年3月までが期限でございますの



で、この条例の有効期限を平成24年12月31日限りとしておるところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

昨年度、12月議会で御承認いただきました繰越明許費に伴う繰越計算書の御報告でございます。

平成20年度の老人福祉施設整備事業といたしまして行った事業のうち、3施設の事業につきまして、今回21年度への繰り越しが確定いたしましたので、御報告させていただきます。

3施設は、まず最初が天草市の介護老人保健施設「夢織りの里天草」これの新設でございます。次に、玉名市の特別養護老人ホーム「岱明苑」それから天草市の養護老人ホーム「梅寿荘」の増改築につきまして、1億6,700万円余の繰り越しが確定しております。

なお、本事業のうち「夢織りの里天草」につきましては4月上旬に既に竣工済みでございます。「岱明苑」については7月中旬、それから「梅寿荘」につきましては10月末の竣工を予定しているところでございます。

以上、冒頭提案分でございます。

次に、追号分についてでございます。

追号分の資料の5ページをお願いいたします。

老人福祉施設費といたしまして計上しております。

今回の経済危機対策の介護分野のもう一つの大きな柱が、介護基盤の緊急整備でございます。これにつきましては、小規模の施設、それから広域型の施設、両方について、通常よりも施設整備に係る補助金の単価をアップするという内容が盛り込まれたところでございます。

今回6月補正で計上させていただいているのは、このうちの小規模の施設に対する補助分ということになります。あわせて、介護施設についてのスプリンクラー整備も行うということとされておりますので、その分に

についてもあわせて計上させていただいております。

実は小規模の施設については、これまでは、国から市町村に対して交付金が交付されて、それが小規模施設の施設整備に充てられておりました。今回、この単価を拡充することとあわせて、平成21年度から3年間については、その分の費用を県に基金を造成して、その基金から市町村に対して交付をしていくと、こういう枠組みになったところでございます。

今回6月補正で計上させていただきます費用については、まず、この21年から23年分について、既に3年間の施設整備の計画を立てておりますので、そこで既に計上している分について予算化させていただいております。

今回の経済危機対策の中での介護基盤の緊急整備の大きな趣旨は、平成24年度以降、将来的に必要なものについても、この3年間に前倒しして整備をするということでございます。このいわゆる上乗せ整備分については、現在、市町村に対して検討を依頼しているところでございまして、これを取りまとめ後、9月補正でこの基金を積み増すという形で対応したいというふうに考えております。

今回の6月補正予算におきましては、この基金の積立分として43億2,500万円余を積み立てております。そのうち、今年度21年度執行分といたしまして14億4,600万円余を計上させていただいているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

条例の制定についてでございます。

第17号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の制定についてでございます。

先ほど御説明いたしました介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の執行に当たりまして、今年度から平成23年度までの間、介護施設の新設または増設及びスプリンクラー整備等の設置を促進するために、新たに基金を設

置するものでございます。

こちらについても平成23年度までの事業ということになっておりますので、この条例については、24年12月31日限りという形にさせていただきます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

まず、冒頭提案分でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。

1の障がい者福祉施設整備費でございますが、これは、宇城市にございます県立社会福祉施設、くすのき園の屋根の改修等の経費でございます。

次に、精神保健費でございます。

1の地域自殺対策緊急強化基金積立金でございます。

現下の経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策を強化するために、国の方から、3年間の対策に係る交付金の交付を受けまして、これにより基金を造成するものでございます。

次に、2の精神保健費でございます。

1の(1)の事業、新規事業でございます。

自殺予防普及啓発事業でございます。

ただいま申し上げました基金を活用いたしまして、自殺防止のための普及啓発を行うものでございます。

(2)につきましても、同様新規事業でございます。

市町村等自殺対策推進事業でございます。

地域における自殺対策を強化するために、市町村が自殺対策に取り組む場合に基金を活用いたしまして、必要な経費を市町村へ配分をするものでございます。

次に、県立病院事業会計繰出金でございます。

特別会計繰出金でございます。

地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に対応するために、こころの医療センターに地デジテレビを配置するものでございます。

次に、条例関係でございます。

12ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の制定についてでございます。

平成21年度から平成23年度までの3年間におきまして、地域における自殺対策を緊急に強化するための必要な経費に充てるため、基金を造成するものでございます。

次に、追号分でございます。

追号分の資料6ページをお願いいたします。

まず、1番の障害者自立支援対策臨時特例基金積立でございます。

今回の経済危機対策に伴う交付金のうち、障害者福祉に関するものにつきましては、平成18年度に造成をいたしました障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しを行うこととされており、その積み増しを行うものでございます。

なお、基金の用途につきましては、福祉・介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対して3年間の助成を行うもの等でございます。

次に、2の障がい者福祉諸費でございます。

(1)、それから(3)の事業でございますが、これはすべて今申し上げました基金を活用した事業でございます。

まず、(1)の障害者自立支援法移行促進事業でございます。

これまでの旧体系の施設から自立支援法に定めます新体系の施設へ移行する場合に必要な施設の改修に係る経費等を助成するものでございます。

(2)の障害福祉サービス事業者等安定化事業でございますが、これまでの旧体系の施設から新体系の施設に移行した場合に、事業所の安定的な運営を確保するために、移行前の

報酬額を保障するものでございます。

それから、(3)の新規事業でございますが、福祉・介護人材の処遇改善事業でございますが、先ほど申し上げましたが、介護職員等の処遇向上に取り組む事業者への助成を行うものでございます。

それから、3の障がい者福祉施設整備費でございます。

これも新規事業でございますが、自分の力で避難することが困難な方が多く入所いたします障害者福祉施設の安全、安心を確保するために、耐震化及びスプリンクラーの整備を行う事業者に対して助成を行うものでございます。

冒頭、それから追号、合計いたしまして40億3,900万円余の増額補正でございます。

よろしく願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。

まず、6月補正の冒頭分の方です。

資料の6ページをお願いいたします。

医師確保総合対策事業としまして、熊本大学の地域医療システム学寄附講座に対して、調査・研究・検討会の開催を委託する経費です。

医師確保の総合対策につきましては、この熊本大学への寄附講座の分を含めまして、具体的な取り組みに今着手しておるところですけれども、この寄附講座の分で研究の成果を高めるためには、基礎的ないろんな調査を実施するというふうな形の部分で、その部分の支援をしていくという形の部分で委託する経費を予算化しております。

今回、国の経済対策の方の分でも、地域医療再生計画ということで策定する、そしてそれを基金を設けまして取り組んでいくというふうな形の部分の動きがありますが、まだ内容の方の部分については作業が進んでおりませんので、これにつきましては、今後の補正の方で対応することになると思います

が、こちらの方の計画を策定するに当たりましても、この熊大の寄附講座の方でのいろんな調査研究の部分を参考にしながら、その辺と連携も図りながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、繰り越しの関係になりますが、資料17ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費の計算書の分ですが、報告になります。

災害時派遣医療チーム支援事業ということで、通常災害派遣医療チーム、通常DMATというふうに呼んでおりますけれども、DMATを設置していることも含めまして、いわゆる災害拠点病院に対しまして、ユニホームや医療用の資材、器材の整備を補助するものです。これにつきましては、平成20年度の国の追加経済対策に伴うものとして2月補正で予算を組んだわけですが、20年度内には事業が完了しませんで、20年度分では一応30万円を執行しておりますが、残りの分につきまして、169万1,000円につきまして21年度に繰り越しをしております。

それぞれの意向確認を行いながら事業を進めておりますので、今のところ100万円ほどは話が出てきております。その残りの分につきましても、引き続き意向等の確認をして対応していきたいというふうに思っております。

医療政策総室、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

委員会資料、冒頭説明部分7ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきまして、894万5,000円の増額補正をお願いしております。

補正額の財源は、全額国支出金となっております。

右の説明欄をごらんください。

今回の国の経済危機対策で拡充されました女性の健康支援対策事業に要する経費でございまして、子宮頸がん、乳がんといった女性特有のがんの予防、早期発見のため、若い世代への健康教育、検診受診率を高めるための啓発などに取り組むための経費でございます。

続きまして、追号提案関係についてでございます。

説明資料、追号分の7ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきまして、5,300万円の増額補正をお願いいたしております。

補正額の財源は、全額が国支出金となっております。

右の説明欄でございますが、今回の国の経済危機対策によりまして、特定不妊治療に対する助成額の上限額が、現行の1人1回当たり10万円から15万円に拡充されたことによる増額補正でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

当課からは、補正予算案と1議案を提案いたしております。

まず、冒頭提案の予算関係から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、予防費でございますが、9,400万円の増額をお願いいたしております。

説明欄の感染症予防費でございまして、新型インフルエンザ対策の一環として、県内が蔓延期に入った場合においても継続する必要がある窓口対応に当たる県職員の分と、医療体制を維持するために既に補助を行いました入院患者を受け入れる医療機関以外の医療関係者のための感染防護具を備蓄するために要する経費でございます。

次に、環境整備費でございますが、100万円の増額をお願いいたしております。

説明欄の動物保護管理費でございまして、犬保管施設改善事業として、各保健所の犬保管施設内にエアコンを設置し、保管時の環境改善を図るもので、平成22年度実施予定分にいたしておりましたものを前倒しして実施するものでございます。

財源は、いずれの事業も、全額を地域活性化経済危機対策臨時交付金で手当ていたしております。

続きまして、議案について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

財産の取得についての議案でございます。

これは、新型インフルエンザ対策の一環として、平成21年度当初予算において、抗インフルエンザウイルス薬タミフル6万1,000人分余の購入費1億4,000万円余を計上いたしておりますが、7,000万円以上の財産物品の取得に当たっては、仮契約を締結した上で議会の議決をいただく必要があるため、議案として審議をお願いいたしているものでございます。

今回、タミフルの契約単価が下がったため、当初の6万1,000人分から7万4,000人分余にふやして購入いたしたいと考えております。

タミフルにつきましては、本県におきましても、昨年度末時点で既に15万4,000人分余を備蓄しておりますが、本年1月、国全体の備蓄目標が23%から45%に引き上げられたことに伴い、国から各都道府県に追加備蓄の要請があり、本県においても、平成23年度までの3カ年で、約20万人分を追加備蓄する必要が生じております。今年度は、そのうち7万4,000人分余を購入するものでございます。

また、同じく抗インフルエンザウイルス薬でございますリレンザにつきましては、同じく今後3年間で1万8,000人分余を備蓄する計画であり、今年分としましては、本議案と

は別に、6,600人分余を購入する予定といたしております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、環境生活部長に総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いしたいと思います。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係2議案でございます。

第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額2億9,300万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容としましては、経済対策関連事業として、住宅用太陽光発電システムの導入の普及拡大に向けましたくまもとソーラー普及拡大事業を初め5事業を、また、国庫内示増に伴います電源立地地域対策交付金事業の増額分を計上いたしております。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、253億1,000万円余となります。

次に、報告第1号の平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、光化学オキシダント監視体制緊急整備事業費等4事業につきまして、平成20年度から21年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況についてなど、6件について御報告させていただくこととしております。

最後に、水俣病対策につきまして御報告申し上げます。

水俣病被害者救済法案が、本年3月に与党から、4月に民主党から、それぞれ国会に提

出されました。

県といたしましても、今国会での法律成立に向けて精いっぱい取り組んでいるところであります。先月末には、知事が現地で被害者団体等の声を伺い、その後すぐに上京しまして、与野党の方々に地元の声を伝えるとともに、与野党の歩み寄りを強く要請いたしました。また、チッソの後藤会長には、分社化後も地元での事業を継続するよう求めました。

その後も、地域指定解除に係る条文の削除などを、知事が直接与党に申し入れを行ったところであります。

22日の県議会本会議では、水俣病被害者救済法の早期成立を期して緊急決議をいただき、早速、水俣病対策特別委員会の正副委員長初め各会派の代表の委員が、超党派で関係国会議員に対して要望していただきました。改めて感謝申し上げます。

知事が本会議で答弁しましたように、この機を逃すことなく法案をまとめていただくことが今何よりも優先されるべきことではないかと考えております。県としましては、引き続き救済法の成立を願って取り組んでまいります。県議会のより一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。座ったまま説明させていただきます。

説明資料の19ページをお願いいたします。ただいま部長からも説明ありましたけれども、今回お願いしております環境生活部の6月補正予算について御説明申し上げます。

今回、環境政策課を初め3課合計で、2億9,311万円余の増額補正を計上いたしております。

補正後の環境生活部の予算総額は、一般会

計と特別会計を合わせて、253億1,070万円余となっております。

なお、環境生活部におきましては、基金関係でございますけれども、地域グリーンニューディール基金、それから消費者行政活性化基金、2基金がございますけれども、いずれも、国の説明が先週あったばかり、それから7月にずれ込むということもございまして、9月補正で対応することとしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

20ページをお願ひいたします。

環境政策課分の補正予算でございますが、まず、計画調査費として、エネルギー対策費1億7,823万円余の増額補正をお願ひしております。

内訳といたしましては、(1)の新規事業でございますが、くまもとソーラー普及拡大事業として1億7,577万円余をお願ひしております。これは、住宅用太陽光発電システムの普及拡大に向け、新たに設置する個人に対して、1キロワット当たり3万5,000円を助成する制度でございまして、約1,400戸分を想定しております。

次に、(2)の電源立地地域対策交付金事業でございますが、これは国の交付金算定方法が変更になったことによる国の交付金の内示増分254万円余を計上いたしております。

次に、公害対策費として、環境政策推進費5,087万円余の増額補正をお願ひしております。

内訳といたしましては、(1)の新規事業で、環境センター整備事業として1,711万円余をお願ひしております。これは、県環境センターに太陽光発電システムを整備するための経費でございます。

(2)は新規事業でございますけれども、エコカー率先導入推進事業として3,376万円余をお願ひしております。これは、知事部局の更新予定の公用車を環境対応車へ買いかえる経費でございまして、知事部局で23台分、ハ

イブリッド車4台分をお願ひしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料23ページをお願ひします。

2月議会で御承認いただきました繰越明許費に伴う繰越計算書の報告でございます。

本事業は、光化学オキシダント監視体制の強化のために、測定局を新たに4カ所設置するという測定局の増設工事でございますが、3,343万2,000円の繰り越しが確定いたしましたので、報告いたします。

今回、設計ミスから入札のやり直しという事態を招いてまいりまして、工事完了が当初計画から2カ月程度おくれたものでございます。御迷惑をおかけしましたが、その後工事は順調に進捗いたしまして、6月1日から、新測定局の稼働、運用を開始しております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○小嶋水環境課長 着座のまま御説明申し上げます。

21ページをお願ひ申し上げます。

公害対策費3,300万円の増額補正をお願ひしております。

右端の説明欄に記載しておりますが、20年度の補正の中でも2カ所の観測井戸、これは地下水の常時監視をやるための観測井戸でございますけれども、昨年度の2月補正でも2カ所お願ひしたところでございますが、今回も、この2カ所整備するための補正、3,300万円をお願ひしているところでございます。

次に、24ページをお願ひいたします。

繰り越しの報告でございます。

20年の2月補正の中で予算化させていただきました、先ほども申し上げましたが、地下水の観測井戸につきまして繰り越しをいたしましたので、御報告をさせていただきます。

これにつきましても、6月補正分と合わせまして4カ所になりますが、本年度におきまして整備をすることとしているところでございます。

水環境課、以上でございます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。

冒頭説明分、資料の22ページをお願いいたします。

鳥獣保護関係で、鳥獣保護センター費として、改修事業の補正、3,100万円を計上させていただきますいております。

これは、説明欄にもございますが、本年度より傷病鳥獣保護業務に特化しております御船町にございます鳥獣保護センターにおいて、これまで県が管理してまいりました施設のうち、遊歩道内にありますつり橋を撤去する費用で、経済対策に伴うものでございます。

鳥獣保護費は、本事業と合わせまして、1億1,900万円余となるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

繰越明許費関係の報告であります。

農林水産業費、林業費の鳥獣保護センター改修事業費1,800万円でございます。これは、ただいま6月補正分でも説明いたしました。鳥獣保護センターの施設のうち、野鳥園、料金徴収所、野外トイレ等の施設撤去費でございます。

なお、完成は2月末を予定しております。

次に、下段の商工費、観光費、自然公園観光施設整備事業費1億5,700万円余であります。

これは、県内にあります国立、国定、県立自然公園や九州自然歩道内での14カ所の施設におきまして、歩道、あるいはトイレ等の改修等を行い、機能向上を図るものであります。完了につきましては、早いもので10月、遅いもので3月末の完了を予定しております。

以上、2件とも2月補正でお願いしたもので

ございます。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、若本病院事業管理者に総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 今回の定例県議会に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

まず、運営面ですが、センターの最重要課題であります医師の確保につきましては、本年4月から、昨年同時期に比べまして2名増の5名の常勤医師を確保したところでございます。しかしながら、一昨年の常勤医師の体制に比べますと、まだ不足している状況は変わらず、さらに中堅医師不足の状況が続いていることから、今後も、さらなる常勤医師の確保を進めるとともに、中堅医師の確保、養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営面でございますが、医師不足に伴う老人治療棟の休止によりまして、現在150床での運営を行っておりますが、その運営や新規の外来患者の抑制による影響もございまして、医業収益が平成19年度と比べますと大幅な減収となりましたけれども、医業費用の方も、運用病床の縮小で、人件費や材料費等の経費が減少したことによりまして、平成20年度の決算は黒字を確保したところでございます。

今後は、本年3月末に策定いたしました中期経営計画をもとに、県内精神科医療のセーフティーネット機能の維持確保、先導的な精神科医療活動の推進等県立病院としての役割の維持向上を図るとともに、効率的、効果的な運営を図り、繰入金削減に見合った経営体質を構築する所存でございます。

それでは、本議会に提案しております病院

局の議案について御説明いたします。

今回提案させていただいておりますのは、  
予算関係1議案でございます。

第3号議案の平成21年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、国の経済危機対策における公共施設のデジタル化のためのデジタルテレビ購入費用として200万円余の増額補正をお願いしております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

6月補正予算関係の冒頭分の27ページをお願いいたします。

病院局の6月補正予算につきましては、収益的収支が93万8,000円、資本的収支が171万6,000円余、総額の265万4,000円の増額補正を計上させていただいております。

国の経済危機対策における公共施設のデジタル化に対応したデジタルテレビ22台の購入経費でございます。

28ページをお願いいたします。

その支出の内訳でございますけれども、医業費用として93万8,000円、資本的支出として、建設改良費171万6,000円でございます。

公営企業会計におきましては、1個10万円未満の備品は医業費用として当該年度の費用に、1個10万円以上の備品は資本的支出の建設改良費として後年度の減価償却の対象とされておりますので、予算科目も分けているところでございます。

なお、テレビの購入につきましては、地域活性化経済危機対策臨時交付金の対象とされておりまして、一般会計から171万6,000円の繰り入れをお願いしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

質疑に入る前に、ここで5分間の休憩をとらせていただきたいと思います。

次の再開は、この部屋の時計で11時5分から行いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時58分休憩

午前11時5分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案等について質疑を受けたいと思いません。

質疑はございませんか。

○早田順一委員 先ほど森枝部長の方から冒頭説明がありましたけれども、新型インフルエンザの対策ということでございまして、熊本でも、とうとうインフルエンザが出たということで、24日現在で5名の患者が確認されたということでございました。

当面の感染拡大防止、それから万全の対策を講じていきたいということでございまして、発熱相談件数が何かふえているというふう聞いておりますけれども、どのくらいの件数があったのか、それと、また今後、相談体制、人員等あたりは、配置とかそういうのは本当に大丈夫なのか、その点をちょっとお聞かせください。

○池田和貴委員長 早田委員、済みません、これは後の報告事項にございますので、そのときで——議案、その後でもよろしゅうございますか。

○早田順一委員 はい。

○池田和貴委員長 そのときでよろしいでしょうか。



○早田順一委員 はい、わかりました。

インフルエンザの箇所は、全部後でということですかね。

○池田和貴委員長 できれば……。

○鎌田聡委員 議案にある分はいいでしょう。

○池田和貴委員長 なら、済みません、じゃあ今の質問に答えてください。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。着座のままで失礼いたします。

今の委員長からのお話ありましたように、その他の報告事項で用意いたしております資料の別冊資料をごらんいただけたらと思います。

別冊資料の4ページをごらんいただけたらと思います。

そちらの6番目のところに、県内の状況ということで、ただいまお尋ねのありました相談状況を、22日現在までの累計で作成いたしております。

一般的な電話相談につきましては、県全体で752件、発熱相談センターへの相談3,888件、4,600件を超える相談がございまして、そのうち、発熱等にかかわる健康相談につきましては3,035件と、全体の相談の中の65%程度を占めております。

そのうち、今お話しのございました発熱外来への受診勧奨をした件数でございしますが、126件ということで、健康に関する相談があったうちの4.2%程度を発熱外来に勧奨いたしております。

その推移でございまして、右側の相談件数の推移の表をつくっております。全体としましては、国内の発生がございまして5月16日後の20日前後をピークとしまして、相談件数は徐々に落ちつきを取り戻して少なく

なっております。この表にはございませぬけれども、23日が68件、24日が54件ということで、県内発生があつてから少しはふえましたけれども、全体としては大きな傾向に今のところ変わりはございませぬ。

この相談件数の推移に伴つて、先ほどの発熱勧奨についても同様の傾向でございまして、大きな変動はございませぬ。

相談体制につきましても、他県では、県内発生があつた場合には、大きな変動、相談が急増したという例がございまして、体制を準備しておりましたけれども、現在のところこれまでの周知もあつて落ちついた状況にあるようでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 思つていたよりも相談件数が何か減つていふとか、落ちついているというふうなお話でございまして、県で行動計画を改定したばかりで今回の新型インフルエンザが発生をしておりますけれども、今までの計画どおりにいかなかつた点とか、それから何か見直すべき項目があつたとか、何かそういう反省点とか見直す点というのは、課題とかありましたか。

○末廣健康危機管理課長 当初、国の行動計画が2月に策定されまして、それに準じまして本県の行動計画を3月末に策定いたしました。そのパブリックコメントに着手しておるさなかに世界的な発生ということになりました。それで、直ちにその本部会議を招集いたしましたして、行動計画を成案にいたしまして、対策を進めてまいりましたけれども、国の行動計画が、H5N1、いわゆる鳥インフルエンザの強毒性を念頭に置いた計画でございまして、本県の行動計画もそれに準じたものでございまして、発生後の対応につきましては、現在発生しているH1N1の病原性等に対応した柔軟な対応をとるといふことで、

これまでも対応してきたところでございます。

見直しにつきましては、去る6月19日に国が行動指針を見直しております。その説明会が、あす全国の担当課長会議を開催しまして、ある予定でございます。そういった内容を確認いたしまして、行動計画の見直し等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早田順一委員 その患者さんあたりが、今後、例えば一般病院とか、かかりつけのお医者さんとか、そういうところでも診ていただけるような、そういう計画内容はちょっと私よくわからないんですが、そういう方向性で進んでいくんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 国の運用指針では、外来用施設を一般の診療機関でも受診できるというふうに既に見直しをされたところです。ただ、大きな見直しになりますので、医療機関との調整もございます。また、県民の間には、現在の発熱相談から発熱外来に誘導するという医療体制が定着しております。急に変更しますと混乱を生じるおそれもございます。また、現在の体制の中で、今回の県内発生も速やかに確認できたという状況もございます。

そういうこともあって、国の運用指針の改定はございましたけれども、本県においては、さきの本部会議の中で、現行のままで運用し、国の改定の内容等の詳細を知った上で検討するということにいたしているところでございます。

○早田順一委員 国の決めたことに準じて県も対応していくということだと思います。情報公開についてもやっぱり同じことなんでしょうか、その患者さんの個別の情報公開、今

されていると思いますけれども、季節性のインフルエンザとして定期的に公表するような、そういうふうな流れにもなっていくんですかね。

○末廣健康危機管理課長 毒性については、季節性インフルエンザと同等、あるいは、まだよくその辺のところの詳細になっていません。国の運用指針も、季節性インフルエンザと同様にしてしまうということではございません。サーベランス等も、さらに集団発生等について強化していくという中での体制の弾力的な運用の改定、見直しということでございましたので、全く今後同様になっていくことはわかりませんが、しかし、過去のインフルエンザも、すべて新型で始まって現在のように来ておりますので、長期的には御指摘のような方向になるかと思えます。

○早田順一委員 例えば青森県なんかは変更を独自でされたりとかされておりますので、熊本県におきましても、熊本県に合ったやり方でぜひやっていただきたいというふうに思います。

○池田和貴委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 今回の補正の中には、かなりやっぱり基金の関係、新規造成、積み増しということでもなされておまして、その中で、1つ、説明資料の冒頭分、3ページの中の介護職員の処遇改善等臨時特例基金ということで67億円積まれて、新規でなされておりますけれども、実際この額で――介護職員の処遇、いわゆる賃金というか、そういったことに対応されるということでも伺っていますが、この額で足りるんですかね、県内の介護従事者。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室で

ございます。

今回のこの介護職員の処遇改善の交付金については、各事業者に対して、その事業者が得る介護報酬の総額に介護サービスの種別ごとにあらかじめ定められました交付率を掛けて、その金額を交付するという形になっております。そういう仕組みになっております。

今回6月補正で計上させていただきましたこの67億、実はまだこの予算を積算している段階で、厚生労働省の方からは、まだ案という形でこの交付率というのが示されておりましたので、その時点での交付率の案に基づきまして、県内の介護事業者の数、それからそのすべての介護事業者が得ている介護報酬の総額を見込んだ上で、その交付率を掛けて計算をいたしました。

ただ、実はつい先日、交付率の変更ということで厚生労働省から連絡がありまして、その新しい交付率に基づいて具体的な計算は今後し直さなきゃいけないと思っておりますので、それについては9月補正の方できちんと増額する必要がある対応したいというふうに考えております。基本的には、県内の介護事業者の介護報酬の総額を見込んだ上で、あらかじめ定められました交付率に基づいて積算をしておりますので、当然今後補正の必要は出てくるかと思っておりますけれども、基本的には足りるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 新しいまた計算式で増額ということも考えられるということですがけれども、基金の額というのは決まっているんですよ。増額とかできないんでしょう、この額は、67億は。

○江口高齢者支援総室長 もちろん国の方で今回の経済危機対策のこの介護職員の処遇改善の交付金で金額が決まっておりますので、あとは、それを各都道府県にどのように配分するかということになります。

その基本的な考え方が、各事業者ごとに、サービス種別ごとに定められました交付率に介護報酬総額、その事業者の介護報酬額を掛けて計算をするという考え方ですので、そういった形で、県といたしましては、国の方にこれだけ必要ですという形で協議をすることになります。

ただ、国といたしましては、各都道府県にもう既に補正予算で決まった金額がございますので、それをどういう形で配分するかということになりますので、決められた予算額の中で県が見込んだ額が最終的に来るかどうかというのは、全体の都道府県でどの程度の費用がかかるかというのが最終的に出てこないとわからない部分だと思っております。

○鎌田聡委員 その辺は、きちんとまた精査をしていただきたいと思っておりますけれども、やはり1つ心配しますが、この処遇改善基金事業というのが3年間の限定措置と、期限つきということで、じゃあ3年後、一たん引き上げた賃金を引き下げられるのかということで、非常に事業者も悩ましいところだと思うんですよ。3年後は多分継続できない、今のところそういうことだと思いますけれども、その後何らかの対応を今後お考えになられていかれるのかどうなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○江口高齢者支援総室長 委員御指摘のとおり、今回のこの事業は23年度までの事業ということで打ち出されております。その後どうなるかというのは、正直申し上げて、私どもも現時点で確定的なことは申し上げられませんが。

ただ、つい先日、6月23日に、経済財政改革の基本方針の2009と、いわゆる骨太の方針の2009というのが閣議決定をされました。それとあわせて、実は昨年12月に持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた

中期プログラムというものが閣議決定をされております。

今回、この骨太の方針2009の閣議決定にあわせて、この中期プログラムが一部改正をされました。その内容を確認したところ、次のような一文が加えられております。経済危機対策及び関連補正予算において時限的に講じられた社会保障の機能強化の措置、その後の対応については、経済財政改革の基本方針2009における社会保障の機能強化の必要性の観点等を踏まえつつ、財源確保とあわせて検討するということが盛り込まれておりますので、私どもとしては、今おっしゃられた御懸念の点につきましては、政府としても十分認識した上で今後検討が進められるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 現時点でどうか、はっきりした判断、お答え難しいと思いますけれども、財源確保ができればいいんですけれども、なかなか厳しい状況の中で、そういうことで、これは期限つきじゃなくて、やっぱり介護の現場というのは非常に厳しい状況にあります。それに対する、見合うやっぱり賃金というのがきちんと保障されなければ、そういった従事者というのは非常に少なくなってまいりますので、そういう取り組みを継続してできるような対応を県としても頑張っていたきたいと思います。

それとあわせてありますのが、事業者から、今から説明されて申請を受け付けられると思いますけれども、非常にチェックといいますか、やっぱりこれまで、言っちゃなんですけれども、いろんな、事業者によっては不正受給だとか、そういった、この関係じゃなくて、そういったものもありましたし、そういったもののチェック体制というのはきちんとつくっていかないとというふうに思いますし、ただ、これはかなりの業務量としても膨大な業務量になるかと思えます。そういっ

た中で、今のこの高齢者支援総室の体制で十分なのか、3年間については何らかの特別な対応をされるのか、その辺をやっぱりきちんとしていかなければ、チェックが甘くなったり、必要以上に厳しくなったりというようなことになりますので、その辺をどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○江口高齢者支援総室長 おっしゃるとおり、今回この各事業者に対してこの交付金を交付するという業務が新たに発生することになります。県内対象となる事業者約2,200というふうに我々見込んでおまして、それだけでも膨大な作業量になるなというふうに当初考えておりました。我々が一番懸念いたしましたのは、この交付金を県が直接事業所に対して配るということになると、とてもじゃないけど、もう膨大な作業量になって、現体制では無理だということを考えまして、こちらの方については、厚生労働省の方にも十分考えてほしいという話をさせていただいたところでした。

結果といたしまして、我々が一番懸念しておりましたこの交付金の交付をだれがやるかということについては、現在その介護報酬は、各都道府県に設置されております国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連、こちらの方がやっておりますので、今回の交付金も、介護報酬総額に交付率を掛けるという考え方で、その国保連を通じて交付していただいた方が一番効率的であろうということで、厚生労働省の方で調整をされて、各国保連を通じてこの今回の交付金についても交付をしていただくということになりました。

そういった点で、当初我々が一番懸念していた点についてはクリアをされたと思っております。ただ、そうはいいましても、まず、各事業者から処遇改善計画というものを出していただかなければなりません。その受理、それからその内容のチェック、今委員から御

指摘ありましたとおり、最終的な実績報告のチェックというものをやらなきゃいけません。これについては県が直接やることになるというふうに考えております。その点については、確かに業務量としては増加する分になります。

ただ、今回のこの交付金の中には、事務費分というものも含まれているというふうに聞いておりますので、いわゆる定型的な作業については臨時職員を雇うということによってお任せできる部分もかなりあるかと思えますので、そういった形で、現行は、職員の業務量、これはある程度は出てくるとは思いますが、できるだけ効率的なやり方でしっかりとチェックはやれるという体制で臨みたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 かなり膨大な業務量になると思いますし、そのチェックはきちんとやっていただいて、誤りのないような対応をお願いしたいと思います。

○岩中伸司委員 関連で。今の報告をいただきまして、県として今回積み上げられているこの基金の金額、ちょっと気になるのが、介護職員処遇で1万5,000円程度というふうなことです。ずっと来ているんですが、この条例を見ても、この資料を見ても介護職員の処遇及び介護施設の整備、こういう形で条例もなっていますし、介護職員の処遇のところにも、介護職員改善等という「等」が入っているんですけれども、県のこの積算の仕方というのは、介護、そういう施設と直接人件費にかかわる分、この割合はどんな形の計算でしょうか。

○江口高齢者支援総室長 この介護職員の処遇改善の交付金のための基金には、今お話をさせていただきましたこの介護職員の賃金アップのための交付金の交付という部分以外

に、実は介護基盤の整備との関係が一部ございまして、新しく施設をつくる、もしくは既存の施設を増床するという場合に、今回その施設を開設するための必要な経費について一部助成措置が新たに設けられております。

例えば、特別養護老人ホームをベット増床するという場合には、ベット1床当たり上限額60万円の開設等経費という費用が助成をされるというのが新しく今回この経済危機対策の中に盛り込まれております。この費用については、基本的には介護基盤整備の中で一体的に説明がされてきているものでした。その施設整備をする際に、その施設整備に係る費用の補助金を今回単価をアップしますということと、あわせて、実際増床する場合には、それだけ新しく入所者がふえるということになりますので、そのための準備をしなければいけないと。それは例えば介護職員を新しく雇ったりということが必要になると思います。そういった場合の準備のための経費も、実は今回費用を助成しようということが盛り込まれております。本来であれば、これは介護基盤整備の一部として整理をされる話ですので、この基金についても、基盤整備の方の基金にこの開設等経費の費用も組み込まれて計上するのが考え方としては素直かなというふうに思うんですが、実は、厚生労働省の整理の方でして、いわゆる介護基盤の整備は、これはハードのための費用ということで、そちらの方の基金の方にはハードに係る費用の分だけ積み立てると。一方、介護職員の処遇改善の交付金、これはもうソフトの分ですよ。あわせて、この基盤整備に係るこの開設等経費についても、直接的なハードの経費ではないと、ソフトの経費だということで、実は、この開設等経費については、介護職員の処遇改善の交付金とあわせて、こちらの方の基金に積み立てをするというような整理が、これは厚生労働省の方でなされました。そういった形で、今委員御指摘のように、

「等」というのが入っているところでございます。

ただ、この分については、具体的にどの程度費用がかかるかというのは、まだ今の時点で見込まれておりませんので、今回この6月補正の中で計上させていただきましたこの介護職員処遇改善の交付金の67億という基金分については、開設等経費が含まれておりませんので、この67億は、現時点においては、すべて処遇改善のための交付金というふうになっております。

○岩中伸司委員 理解できました。これは人件費で、すべてということが67億ということですね。

しかし、やっぱり厚労省は知恵が多いですね。改めてそう思いました。一般的にはもう介護職員の労働条件アップかということだけで考えていたんですが、やっぱりこういうことも——考えてみれば、新たに特養をつくっていくということは、待機の人がいっぱいいるわけですから、それは希望されているので、改善されていくことだから、同時に、人もそれだけ要するというのでいけば、考えてみれば人件費の部分にもなっていくということで、これはやっぱり役人の上手なというか、改めて感心しましたね。わかりました。

○小杉直委員 鎌田委員、岩中委員の質問、問い合わせに関連してちょっと課長にお尋ねですばってんが、確かに今度の介護保険対策費、緊急経済という面ももちろんありますけれども、いわゆる以前3%アップして、それでもやっぱり雇用対策にならなかったという、それからもう一つは、超高齢化に突入して、介護対象者がふえて、介護職員がますます離職していくという現実。それから、待機者が36万人全国でおって、その分に対して19万人分のベット数の予算を編成すると。ですから、一方では経済緊急対策と言いながらも、

一方では社会保障の切実な局面、そうした必要不可欠な面もあるわけですよ。そういう両方の面を持っているという認識でいいんでしょう。どうですか。

○江口高齢者支援総室長 委員、おっしゃるとおりだと考えております。

今の経済状況悪化している中で、一方で、その一部の原因としては、将来的な社会保障に対する信頼という部分が、やっぱりいろいろ不十分な点も出てきておるというところで、不安というようなところあると思います。そういったこともあって、安心社会の実現というような形で政府の方でも検討されているというふうに考えておりますので、そういった点でいいますと、社会保障制度をきちっと構築していくということが、将来的に経済的にももちろん必要であるし、一方で、そういった将来の不安に対してもこたえていくというそういった両面があるというふうに考えております。

○小杉直委員 両面のあるという認識だけん安心したわけですが、ちょっと質問じゃないけど、要望にもならぬけれども、説明しときますが、4月29日の祭日に、建設の国会議員、自民党ですけれども、8人寄っていただいて、知事以下全部長にも来ていただいて、緊急経済対策の中身について説明があったわけですが、ほとんど今度の補正予算の15兆については、建設の国会議員が中心になって策定していったという経過があるのも事実ですけれども、さっきおっしゃった時限的な、あとの23、24年以降についての心配もちょっと委員からありましたが、中期プログラムとか、2009年の骨太方針とか、そういうもろもろを見ますと、私は自民党県連の役員の1人ですが、今回の選挙で自民党、与党が続けば、23年以降もきちんとしたあれはするということは自信がありますので、説明しておきます。

以上です。

○早田順一委員 関連して。今の小杉先生の方から、国の待機者が36万人、それから増床が19万人ということで、県の方では待機者が今何人おられるのか、そして今度の緊急経済対策のこの基金で大体どれくらいの増床を見込まれているのか、ちょっと教えていただけませんか。

○江口高齢者支援総室長 実は、現時点における正確ないわゆる特養、特別養護老人ホームに対する入所申込者という数は把握はできておりません。そういうこともありまして、実は今年度、正確な数字を把握するための調査というものをやる予定にしております。当初は、今年度に入りまして、今の時点では調査をもう始めるというスケジュールを立てておったんですけれども、4月に入りまして、経済危機対策、かなりの部分で対応しなきゃいけない分が出てきまして、これは私どもの問題ですけれども、若干スケジュールがおくれています。ただ、議会終了後、直ちに調査に入りたいというふうに考えておりまして、今そのための、正確に把握するための調査の内容について検討しているところでございます。

もう1つ御質問がありました。今回のこの経済危機対策の中で、県としてはどれくらいの上乗せをというお話ですけれども、これも、実は施設整備をするに当たっては、市町村の意向というものが非常に重要になります。介護保険は、御存じのとおり、市町村が保険者です。実際介護保険の財政の部分でも、給付費の半分は保険料、残りの半分が公費です。その残りの半分の公費のうち、国が25%、残りの25%を県と市町村が案分しているという状況です。施設を新しくつくりますと給付費もふえるという、こういう構造になっております。その場合には、各自治体の負

担もふえるのとあわせて、住民の方の保険料もふえるということになります。この住民の方の保険料は3年ごとに市町村が定めることになっておりまして、各市町村の方は、どの程度施設整備のニーズがあるのか、一方で、住民の保険料をどの程度まで負担していただけるのか、そういった両面を考え合わせながら、どの程度施設整備をしていくかということを考えていただくのが一番重要だというふうに考えております。

そういった点もありまして、今月6月5日に市町村の担当課長集めまして、今回のこの介護基盤の緊急整備について、この3年間でどれくらい上乗せ整備ができるのかということをしっかり考えてほしいということで、今検討依頼を行っているところでございます。この結果を踏まえて、県としては、県全体分を取りまとめて、必要な予算措置をやりたいというふうに考えております。

○早田順一委員 聞こうと思ったことを先に言われたような感じだったんですけれども、やっぱり市町村あたりが増床するとなると、おっしゃったとおり、介護保険料がアップをします。その点もあって、なかなか申し込みがあっても市町村でストップしてしまうという状況でございましたので、6月5日に市町村との検討会をされるということですので、しっかり県として御指導をしていただければというふうに思っております。

それから、ちょっと関連なんです。介護保険料を払うときに、例えば後期高齢者医療制度のときに、年金からの天引きの話があったです。あれを口座振替と選択制になりましたけれども、この介護保険料はまたたしか天引きをされていると思います。天引きをされると。これから年金で夫婦で暮らしていく方々がどんどんふえていきますけれども、天引きをされると控除の対象にならないわけです。だから、少ない年金の中からその

分を余計にまた払っていきなさいいけない、これは県のことでありまして、国のことでありますので、県としても、その辺を解消するために、ぜひ国の方に言っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○江口高齢者支援総室長 御指摘あったように、昨年4月から後期高齢者医療が始まりまして、若干混乱があったということもあり、その後幾つか制度の見直しがされたというふうに承知をしております。

その中の1つが保険料の支払い方法ということで、当初年金天引きのみということが、途中から口座振替等の選択制、そういうものが可能になったというふうに承知をしております。

後期高齢者医療制度の保険料の方でそういう取り扱いになったということ踏まえて、やはり昨年、この介護保険の保険料についてもどういうふうにしようかという議論が国の方であったというふうに聞いております。

国の方の審議会で、制度の整合性という観点から、そういった選択制を介護保険の方にも取り入れてはどうかという提案が厚生労働省の方からされたというふうに承知をしております。ただ、その審議会の中での議論は、やはり介護保険については、保険料を年金から天引きされることについて、大きなそういった反対は特に上がっていない。一方、保険制度を運営しております市町村の声としては、やはりそういった中で選択制をとった場合には明らかに徴収率が落ちることが目に見えている。その中で制度を改正することについては絶対反対だという市長会、町村会は、そういう反対があったということ聞いておりまして、その結果、介護保険については、現行どおり年金天引きとなったというふうに聞いております。

具体的に県として国に対してどういう要望をしていくかということについては、一方で、

そういった控除の話もあるとは思いますが、市町村の立場からすると、徴収率が落ちると、その分の徴収対策をとらなさいいけない。その分は住民の方の税金にはね返るとい部分もありますので、そういったことを総合的に考えながらやっていきなさいいけないのかなというふうに考えております。

○池田和貴委員長 いいですか。

○早田順一委員 確かにその市町村からの申し出があったということで、天引きをしないと作業量がやっぱりふえるのはわかります。ただ、選択制でそういった税金の控除になるならば、これはぜひどっちかを改善をしていただくようにぜひ言っていただきたいと思っております。本当に年金で暮らしている方々にとっては、控除になる、ならないというのは非常に、年間何万かもしれませんけれども、大きな金額だと思います、その方々にとっては。そういうことがあるということぜひ認識をしていただいて、国の方にも対応をぜひしていただきたいなというふうに思っております。

○小杉直委員 江口総室長、能弁だけん、なかなか話の詳しゅう長かけん次に移ります。

5ページ、自殺の関係、新しく積立金を1億5,000万とか、啓発事業2,400万とか、自殺対策推進事業1,200万とか組んであるではないな。それで、ここでちょっとお尋ねしたかつばってん、この中にうつ病に関する対応策というのは入っておるかどうか。

○前田障害者支援総室長 今回の自殺対策は、地域における自殺の対策力を強めていこうということでございますので、大きな柱としては、相談体制、いろんな相談を受けるときの相談体制をきちっと整備するというのと、それから、医療関係、保健関係、福祉関



係の方々の人材育成というようなことをメーンにはしておりますが、ただ、やはり自殺の大きな原因になっているのが、やはりそのうつ病ということもございまして、啓発活動の中で、そのうつ病対策等についても、それは十分対応するようには考えておるところでございます。

○小杉直委員 現実的に私の知り合いの中にも、うつ病発生、うつ病になられて自殺された方も何人かおられます。それから、知り合いのこころのケアセンターの病院にも患者さんが相当朝早くから行っておられる現実も見ております。そういう面は藤川委員あたりが御専門でしょうばってん、私素人だけ聞かれますが、3万人を超える毎年の自殺、それを熊本でも抑えんといかぬわけですが、その中に、うつ病に対して何か取り組むような施策というのですか、対応策ちゅうとは自殺予防として考えていないのかなあというのを聞きたかったわけですか。

○前田障害者支援総室長 うつ病の方については、その症状がいろんな形で出てきます。例えば、頭痛がするだとか、体の調子が悪いだとか、眠れないだとか、そういう方々は最寄りの地域のかかりつけの医療機関にかかれることが非常に多うございますので、この辺については、医師会あたりとも協議をいたしまして、かかりつけ医の方々に対する研修会あたりでもできれば開催をしてもらいたいというふうに思っております。

○小杉直委員 こう見よったら、うつ病については全然なかったもんですけん、念のため尋ねたわけですが、あと、県庁の職員さんの中にも、うつにかかっている人もそれなりおられるというふうに聞いております。今度緊急経済対策で執行部は相当大わらわと思うです。非常に多忙だろうと思うですよ。

第一線の職員さんの中の話聞いてみると、4月から給料はカットされたわ、夏のボーナスの凍結もされたわ、しかし一方では、相当なハードな仕事量がどんと来た。モチベーションが下がっている職員さんも現実におやに聞きますので、失礼な言い方になりますけれども、職員さんたちのうつ病が改善されるように、ふえないように、ひとつ所管部長さんとかなんとかは心がけてください。

ここに出席の方々は幹部の人がほとんどですばってんね。それ以外の平職員さんあたりに対する気配り、目配りをしっかりお願いしますな。

以上です。

○佐藤雅司委員 これは議案の中身でございますから、さっきの介護の関係についてちょっとお尋ねしたい。関連でも何でもありませんが、私は末端の話をさせていただきたいと思っております。

自民党の話も実は出たわけですが、非常に今回の経済対策、待っておられる分もあるろうし、1万5,000円ぐらいじゃということもあると思います。私がいろんなところで聞く限り、これまで、御承知のとおり、それじゃ飯が食えるかと、介護職員、資格を取ってやったけど、到底それぐらいじゃだめだということで、1万5,000円あるいは2万円という話も出たわけですが、1万5,000円に落ちついてということになったわけですが、聞いてみると、やっぱり処遇改善計画、こういったものを事業者から出さなきゃならない。市町村、社会福祉協議会、いろんな事業者、それから病院、グループホームとか、いろんなところが出していく。そういう中で、その手続を行われないといひますか、いわゆる賃金調整というか、内部のですね。いろんなことでもう到底うちの方は多分出しなはらんどなどか、もうあきらめている。

せっかくこれだけ気持ちの上からも、定額

給付金から、いろんな公共的なものからどんどん出しているのに、もう再三、実は私たちも含めて、皆さん方にも申し上げてきたと思いますけれども、やっぱり市町村からいろんな問い合わせ、事業者からあった場合には、どんどんそうしたことがあるからぜひ皆さん方盛り上げて出してくださいと。そして、わからぬとか言わずに、やりますよって。しかし、具体的なことは、詳細についてはまた追って改めてという話をさせていただきたいということをやっていると、どうも私が聞く限り、末端からは、やっぱりうちはさっさんかもしれないという、そういう声があるんですけども、そうしたところは何かお聞きになられたり、あるいはそういうことも一切ないと、2,200という事業所があるんで、きちっと全部網羅してやりますというようなことになっているのかどうか、その辺をぜひちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

簡単によかですよ、簡単に。

○江口高齢者支援総室長 まず、今回の処遇改善交付金は、事業者からの申請に基づいてやるということになっておりますので、もちろん手を挙げていただかないと交付金の交付というのはできない仕組みになっております。そういったこともあり、今県の方では、今週から、あと、7月上旬にかけて、各事業者をサービスごとに集まってもらいまして、集団指導というものをやっております。これはもちろんこの処遇改善の中身だけじゃなくて一般的ないろんな説明をするわけですが、その中で、今回大きな柱としてこの処遇改善交付金の説明をしっかりとさせていただいております。

ただ、まだ今の時点で、今佐藤委員からお話があった処遇改善計画の中身をどういう様式で出さなきゃいけないのか、これはまだ厚生労働省から詳細な連絡が来ておりませんの

で、あくまでも今やっている説明会では、現時点での情報をきちっとお伝えするという趣旨でやっております。

改めて、詳細な内容が来たら、それについてもきちっと県の方で整理をして、各事業者さんに理解していただけるような形で対応していきたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 これは要望でよかですけども、やっぱり周知徹底という、それから、緊急ですから、緊急性があるということで、ぜひそういうところで皆さん方取り組んでいただきたいということを再度お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 追号の方の4ページになりますけれども、児童健全育成費で子育て応援の店活性化・登録促進事業ということで、1,120件ぐらいの登録があって、肥後っ子の日を中心に取り組むところに1カ月当たり5万円お支払いになられる。これはちょっと具体的に、どのような取り組みをやればそういった5万円が入ってきて、これは1カ月当たりということやうと、年間通してその額来るのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○吉田少子化対策課長 子育て応援の店活性化・登録促進事業につきましては、応援の店に登録している企業、もしくは登録していない企業につきましても対象にしたいと考えておりまして、この中で、予算案の承認をいただきますと、準備期間を経て、ことしの後半、具体的には10月からの6カ月間、想定としては、100店舗ぐらいを想定しておりますが、月5万円ということで、毎月の15日、肥後っ子の日を中心にしたそれぞれの店舗での工夫した取り組みをやって継続していただくということで、トータル3,100万円を予定してお

ります。

具体的には、例えば飲食店ですと、15日に、特別に県産品のデザートを1品、子供の家庭にはサービスとして追加するとか、それぞれの店舗に応じた取り組みというものを期待しておるところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 済みません、具体的なのが1つしかなかったんですけれども、ほかは何かあるんですかね。どういった店が——僕は、安心、安全かなと思ったんですが、ちょっと違うんですね。教育、子育て、大体目的は何ですか。子育て支援ですか。ちょっとわからぬな。

○吉田少子化対策課長 そもそもこのくまもと子育て応援の店企業推進事業といいますが、少子化対策、子育て支援においては、やはり企業の方々の理解が一番大切だろうということで、18年10月にこの登録事業を進めております。

具体的には、3つの種類の店舗として、子育てとくたく応援団、これは、子育て家庭が店舗を利用された場合に、例えばポイントサービスをするとか、いろんなサービスをするようなお店でございます。それからもう一つは、子育てあったか応援団ということで、店舗の中におむつの取りかえのコーナーをついたりということで、子育て支援家庭に配慮した支援をするという取り組み。それからもう1つ、子育て従業員応援団ということで、企業のそれぞれ従業員の方の、例えば育児休暇のとりやすいような環境ですとか、従業員の執務環境に配慮した取り組み、こういった3つの応援団、登録企業を登録いただいている取り組みを既に始めておまして、2年9カ月ほど今たっております。

こうした子育て応援に理解のある企業に、これはまさに、それぞれの店舗からこんな活

動、イベント、取り組みをやりますというふうな企画を応募していただきまして、それで、こちらの方で審査して、効果があるという取り組みに対して支援をしていくという予定しております。

○鎌田聡委員 じゃあ新規じゃないんですか。やっているということですか。

○吉田少子化対策課長 登録事業そのものは従前からございますが、これを特に促進するという意味合いと、それと、子ども輝き条例に定めております肥後っ子の日、毎月15日ということをお県民の方々に定着、普及させていくという2つの側面から、特に店舗、企業の取り組みを支援することで、その2つを進めていこうという取り組みでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ登録店自体は18年10月から募って、先ほど言われた3つの取り組みというか、とくたく応援団、子育てあったか応援団、子育て従業員応援団ということをやられてて、これに対しては特に何か今県からこういった助成を出しているとか、それはないんですかね。

○吉田少子化対策課長 この登録事業につきましては特に助成は出しておりませんで、県としましては、登録された企業を紹介した冊子をつくって、広く県民の方にお配りしたり、同じ情報をホームページに載せて、こうした理解のある取り組みをなさっているということで、そのことをPRしているということでございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、そういった取り組み、私ちょっと存じ上げなかったもんですから、どういったもんだらうかなと思って伺いましたけれども、そういった知らない県民も多いと思いますし、今回はそういったふうに

応援をする経費も計上されるわけですから、これまでそういった取り組みがどうだったのか、今後どういった部分が期待されるのか、そういったことをもう少し詳しく出していただいた上で、今後のまた取り組みをぜひ——悪い取り組みじゃないと思いますので、いい取り組みだと思いますので、そういった成果が上がるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1点いいですか。

○池田和貴委員長 鎌田委員、続けてどうぞ。

○鎌田聡委員 環境生活部が寂しそうですので、説明資料20ページの環境政策課のエコカー率先導入推進事業ということで、先ほど台数はお伺いしました。知事部局23台分で、ハイブリッド車が4台分とかいう話だったんですけれども、エコカーというのはハイブリッド車じゃないんですかね。23台、ちょっとその辺のエコカーはどういった車なのかというのを教えていただきたいと思います。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。座ったまま失礼いたします。

低公害車というのがございまして、エコカーという標記はつけておりますけれども、低公害車ということで特に今補助金が出ておりますですね、エコカー、四つ星とか三つ星、それで補助金の対象になるような環境対応車をエコカーということで総称をしております。

ハイブリッドにつきましては、4種類、5種類ございますけれども。それと、ちょっともう1つ、県警の関係もあわせて申し上げますと、県警の方には19台、パトカーですけれども、全部ハイブリッド車ということで予定をされております。今回はハイブリッド車だけじゃないということで。

○鎌田聡委員 23台と4台で27台ですか。

○園田環境政策課長 23台のうちの4台が、ハイブリッド車ということです。

○鎌田聡委員 御案内のとおり、かなり、これは更新予定の公用車を買いかえるということですが、車種によっては、来年の2月、3月というふうな車もありますので、ぜひその辺は、更新にあわせた準備等も大変だと思いますので、事前にいろいろ更新時期にきちんとかえられるように対応していただきたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 もう新型インフルエンザに対してのセーフティーネットで、タミフルの備蓄は私は結構なことだと思うんですけれども、前からお話ししてますように、森枝健康福祉部長も、国の方でこのタミフルの薬自体の問題、約もう4億近いお金出しているかと思うんですけれども、有効期限7年間というふうに、5年から7年に延びましたよね、今回はまた単価も下がったような話になってますし、これを7年の期限が切れる前に交換するなり何なりするような方法をとらないとむだになるという話を何度も今までもしてきたと思うんですけれども、森枝部長もその件で国の方で発言されていると思いますけれども、今の状況というのはどういうふうになっているのか、教えてください。

○森枝健康福祉部長 ことしになりまして、全国衛生部長会議があったときに、藤川先生の話の踏まえて、ちょっと質問して、有効活用についてということで熊本県の意見として申し上げました。ただ、その時点では、回答は、有効期限を5年から7年に延ばしたとい

うことだけの半分の回答で、あとの後半の方の質問につきましては、その時点では明確な回答はございませんでしたので、また今後もそういう機会をとらえて、熊本県としてはちょっと意見を申し上げていきたいというぐあいに思っているところです。

○藤川隆夫委員 行政が買ったやつだけ有効期限が長くて、一般診療所が買った薬の有効期限が短い、非常に矛盾した問題を抱えております。同じ薬のわけです、できれば、有効期限切れる前に市場に出すというのも一つの考え方でしょうし、その部分も含めて、これがむだにならないような、このお金がむだにならないような形にやっていってもらいたいというのが1つ。

あと、リレンザの備蓄が今度始まりますけれども、これは単価的にはタミフルと同じような単価で入るのかどうかというのを。

○末廣健康危機管理課長 タミフルの単価につきましては、先ほど御報告しましたように、当初我が国とスイスのロッシュ社との間で、1人分当たり15ユーロという価格で協定がありまして、それに基づきまして、当初1人分、当初予算では2,354円の単価でございました。今回、為替等の影響もあって、提示価格が1,927円余ということになりました。

リレンザについても、同様に当初2,900円の国と会社との単価でございましたが、現在、提示単価が2,751円ということで下がっておりますので、同様に、下がった分については購入量を増加して、備蓄を前倒しするというように進めております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

それは、まあそういう形で進めていってもらえればと思います。

あと1点だけ、こころの医療センター、50床落としたままになっています。その有効

活用、今どういうふうを考えられているのか、医者がいないと先へ進まない問題だろうと思いますけれども。

○若本病院事業管理者 現在50床を休床中のごさいます、この50床の活用につきましては、これまで老人治療病棟ということで使っておりましたけれども、50床休床することによって人件費も安くなったわけでございますけれども、有効活用につきましては、また同じような形で使いますと、また赤字の要因になりますので、なるべくそういった病院独自の病床の復活ということじゃなくて、何かほかの利用方法がないかということで、まだ具体的な検討までは至っておりませんが、そういった方策がないかということで今検討中のごさいます。

○藤川隆夫委員 やっぱこの50というベット、非常に大事なベットだと思いますので、ぜひ有効活用していただければと思いますし、精神科という特殊なところでもありますので、できれば、認知症専門棟みたいなやつだとか、療養型病床で認知症を扱うだとか、ある意味何かに特化してやるかということも含めて、ぜひ幅広く検討していただければと思います。

○佐藤雅司委員 簡単な質問。前回は申し上げましたけれども、タミフル、リレンザの備蓄のパーセント、6万人分が7万4,000人分になって、従来15万4,000分あったのをプラスすると、県民の何%の備蓄になるか。

○末廣健康危機管理課長 23%を45%までふやすということで計画いたしております。

○佐藤雅司委員 計画じゃなくて、これでどしこになるかという話ですばい。計画は知っ

ています。

○末廣健康危機管理課長 今積算したものは持ちませんので、概算で出したいと思います。

○池田和貴委員長 後でよろしいですか、佐藤委員。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩中伸司委員 病院関係で、5ページか。経済対策に伴う事業で、テレビのデジタル化で179万、これは一般会計の方から繰り入れるということですので、障害者総室だったかな、大もとはずいぶん。この辺で、他県ではなるべく経費を安くしていこうということで、デジタル化については慎重に検討して、テレビの買いかえなのか、チューナーの設置なのかということですが、今回ここで上げられているのはどのような形になっていますか。

○大谷総務経営課長 総務経営課長でございます。

実は、平成9年に病院を建てたときに、すべてのテレビを買いかえています。既に10何年経過しておりますので、既に更新期に入っていましたので、それを今回の経済対策に盛り込ませていただいたという経緯がございます。

○岩中伸司委員 そうすると、平成9年でもう結構時間も10年以上たっているということで、すべてチューナーじゃなくて買いかえということですね。

○大谷総務経営課長 そういうことです。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 簡単な質問で、ちょっと気になったんですけども、そういう買いかえのときエコポイントがつくんですよね。それはどう生かしていかれるのかを教えてくださいたいと思います。

○大谷総務経営課長 少しちょっと勉強させていただきます。済みません。

○鎌田聡委員 それはもうちょっと全庁的な問題だと思いますので、そういった部分の使い方を、県政に有効になるような使い方をぜひ考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○池田和貴委員長 質疑があると思いますが、一たんここで休憩をとらせていただきたいと思います。

また1時から委員会を再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後0時6分休憩

---

午後1時開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開始いたしたいと思います。

先ほど質疑の途中で切らせていただきました。ほかに質疑ある方、いらっしゃいませんか。

○小杉直委員 17ページ、災害拠点病院の件ですたい。ここは、どこどこですか、災害拠点病院は。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室からお答えいたします。

災害拠点病院は全部で14になります。具体的な分は、特によろしいですか。

○小杉直委員 一応名前を言うてよ。

○倉永医療政策総室長 核となる分として基幹災害医療センターとして、日赤があります。それ以外は、地域災害医療センターとして、有明の方が公立玉名中央病院、鹿本の方が山鹿市立病院、菊池は川口病院、阿蘇は阿蘇中央病院、上益城は矢部広域病院、熊本の方は済生会の熊本病院と熊本医療センター、それから宇城は宇賀岳病院、八代は熊本労災病院、芦北の方は水俣市総合医療センター、球磨は人吉総合病院、天草は2つありまして、上天草総合病院とそれから天草中央総合病院。以上です。全部で14になります。

○小杉直委員 自衛隊熊本病院は災害拠点病院になっていませんか。

○倉永医療政策総室長 災害拠点病院にはなっていません。

○小杉直委員 災害時派遣医療チーム支援事業で、さっきおっしゃった30万とか100万とか169万とかいろいろおっしゃったですたいな。繰越分が169万あるわけですが、ここに対しての助成金ですか、さっきおっしゃった金額は。

○倉永医療政策総室長 お答えいたします。そうです。今、小杉先生が言われたとおりです。

○小杉直委員 助成金。

○倉永医療政策総室長 はい。

○小杉直委員 なら、わかりました。よかです。

○鎌田聡委員 健康危機管理課にお尋ねします。

8ページの動物保護管理、犬保管施設の改善事業に100万円、各保健所のエアコンということで、22年度のやつを前倒し実施ということだったと思いますけれども、これは、犬保管の期間延長をこの機会にやろうということでの施設整備なんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 ただいま動物管理につきましては、愛護の精神を導入しまして、できるだけ保管期間の延長と、それから引き受けられる譲渡者をホームページ上で探すという取り組みを実施いたしております。

そういう中で、保管しております犬が、夏場に入りますと、防音のために換気が不十分でしたので、熱死するという例がございました。虐待にもつながるという指摘もございましたので、今回環境整備を進めておりましたが、20年度に2施設、今年度に3保健所分を整備予定でおります。

22年度、残りの分を計画いたしておりましたが、今回の緊急経済対策の中で前倒しして整備実施させていただくものでございます。

○鎌田聡委員 これはじゃあ具体的には6施設分ぐらいですか。

○末廣健康危機管理課長 5施設。

○鎌田聡委員 5施設ですね。

○末廣健康危機管理課長 はい。

○鎌田聡委員 保管期間の延長をこれによってやるということではないんですかね。

○末廣健康危機管理課長 これまでも少しでも長くということでも取り組んでおりましたが、その中での環境改善を図るということ

ございます。これによって期間が長くできるというものではございませんけれども、動物愛護の取り組みの中の一環でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○早田順一委員 同じ8ページの上の感染症予防費、新型インフルエンザ対策費で今回9,400万円上がっておりますけれども、これまで、去年の12月でも上がっていたかというふうに思っております。4,898万円ほどですね。全部合わせて、マスクとかいろんな防護、そういうのをちょっと把握をしておきたいんですけども、全体で今どれだけあるというか、これを入れたらどれだけになるんでしょうか、この今回の予算を入れて。

○末廣健康危機管理課長 現在追加備蓄分が2万5,000セット予定しておりますけれども、従前分と合わせますと15万弱の備蓄になります。

○早田順一委員 セットということは、マスク、手袋、ゴーグル、ガウン、キャップ、こういったものを入れて一式でセットということでよかったですかね。

○末廣健康危機管理課長 今回のセットでは、マスク、手袋、ゴーグル、ガウン、キャップが医療機関従事者分として想定しております。窓口職員分については、マスクと手袋とゴーグルを予定しております。

○早田順一委員 今回、県職員の方々にも窓口業務をされる方の分も予算を組んでありますけれども、窓口対応という、大体どれぐらいあるんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 ただいま157所属

の中で窓口対応があつてございます。詳細をこれから詰めてまいりますけれども、今一所属当たり5名程度で積算はいたしております。今後、窓口の対応あるいは設備の状況等を見ながら、適切な配分をしてみたいと考えております。

○早田順一委員 かなりの部署で配分されるということで安心をしておりますけれども、例えば熊本空港とかそちらの方の対応というのはどうなんでしょうか、今現在。

○末廣健康危機管理課長 空港の方は、県警の方で警備の重点化とかしていただいておりますけれども、国際線のターミナルビルがございしますが、これまで検疫所の方で出張していただいて検疫を実施いただいておりますけれども、国の検疫方針が6月19日に改正になりまして、検疫体制については、20日時点から、団体の中で発生した場合に関係都道府県に連絡をするという形に変わっております。その中で発熱者等がいた場合の対応については、各都道府県の対応に任せるという形に変わっております。

○池田和貴委員長 いいですか。

○早田順一委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

○岩中伸司委員 全体を通して、例えば健康福祉部も、今回基金という形でかなり3年間のスパンでどの事業もあるようですが、今回の補正が通ってこれが成立をして使用されていくとすれば、あと、具体的なこの事業については、その基金の取崩しというふうな形で今後3年間はそれで事業を回していったら、その後、4年後はまた新たに施策が講じられる



ということの理解でいいでしょうか。

○古森健康福祉政策課長 今先生がおっしゃったような形でよろしいと思います。それで、21年度につきましては、大体10月から事業を進めるというのはそういう状況でございますけれども、あと、22年度、23年度におきましては、一応原資を基金にいただいたという形なものですから、それを効果的に活用していくというふうな、そういう形になろうかと思うんです。

○森枝健康福祉部長 ちょっと補足させていただきますけど、なかなかいろいろ、例えば耐震工事みたいな一時的なやつもありますし、制度とか大きな根幹にかかわるやつもありますので、一時的なやつは当然この3年間で一応終了ですが、例えば、基盤整備とか、処遇改善とか、制度とかもしくは介護報酬とか、大きく国のシステムにかかわる部分もありますので、そこにつきましては、中身によってちょっと分析をして、例えば制度改正をお願いしていくか、もしくは施策の新たな段階への転換をお願いしていくか、これはちょっと多様にあると思いますので、中身はちょっとやらしていただきながら、そういう吟味と分析をさせていただきながら、県としての整理をした上で、それぞれに応じた必要な対応をさせていただきたいというぐあいには思っているところです。

○岩中伸司委員 今回は緊急経済対策ということでの国が、まあ与党の案でしょうが、これで進めてきて、私は大変なのは、一番県や自治体かなと、職員も大変な状況に追い込まれたんじゃないかというふうに思うんですね。

本来、知事も、趣旨説明の中でも、議案説明の中でもおっしゃってたんですが、県としては大変歓迎をする、大歓迎というふうな形

のことを言われてましたけれども、私にとっては、そうかなという思いがあるんですね。仕事も一遍に詰まってくるし、じっくり計画を立てていくような、そういう対応ができたのかどうなのかというのも今回私は反省する部分も出てくるんじゃないかと、今はちょっとまだ明らかじゃないんですが、そういう意味では、こういう経済対策というふうな形の中で、わっと15兆円近くの財源を全国に配るというふうなやり方で、今回県もかつてない800億円にも上るこんな形で補正が組まれているわけですが、このことについては、しっかりやっぱ私が、答弁は要りませんが、考え方としては、じっくり日常の業務の中で、これをやったがいいという施策の方向は、それぞれの部署であったというふうに思いますけれども、こんな対応のやり方というのは、国にやばいやり方はやめろというようなことを言わなきゃいかぬというふうに思うんですね。

執行部の方としては、前取りで、いろんな事業ができるということで知事も大歓迎ということだったと思うんですが、私も県民党の立場からいけば、このツケは必ず回ってくる、国も余っている金をやるんだったら安心ですが、そうじゃない形でまた来るわけですので、これは選挙が近いということもあってこんな形にするのかということも私は思うんですが、今回の緊急経済対策については、大変異議を持つ1人です。

ただ、この部署においては、必要な部分、十分我々の要望どおりの形で進められているので、異議は特別はないんですけれども、全体を見れば大変問題がある経済対策だなということを一言言っておきます。

○佐藤雅司委員 6ページの公衆衛生総務費の中で、熊本大学の地域医療システム学寄附講座ということで、地域医療関係やっておりますけれども、このねらいを、どういう成果

を期待されているのか、お尋ねいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策の方からお答えいたします。

寄附講座の方に期待している分としましては、効率的な地域医療のシステムを構築していくと。まさに医師が不足している、あるいは偏在している、そういった形の部分で、地域医療のあり方の分について、本当に現状を踏まえてそれに対して取り組んでいくというふうな形の分と、それから、総合医あたりの分について、専門医とはまた違った意味で総合医にもスポットを当てて養成をしていくというふうなそういった形の分、要するに、地域で育てるというそういった形の部分にスポットを当てて、それで取り組んでいってもらうというふうな形の分で想定をしておりますので、一応5年間をかけてということで取り組むことにしておりますので、できるだけ本当の意味での成果につながっていくように、寄附講座を運営していければと思っております。

○佐藤雅司委員 期待しておりますので、特に、阿蘇のような過疎、僻地については、やっぱり医療なくして——地域の安全、安心が一番でございますので、ぜひその成果を期待しております。

以上です。

○倉永医療政策総室長 寄附講座の方に客員の教授の黒川先生が来られているんですけども、今、来られてすぐから、県内のいろんな公的な医療機関も含めて実態把握ということで回られてまして、ずっと前も県内でお医者さんとして仕事をされた経緯もあるんですが、まさにそういったことを本当に踏まえられた分としていろんな取り組みを期待いたしますし、県としてもできるだけ支援をしていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 ほかに。

○小杉直委員 いろいろ今回の緊急経済対策に御心配されとる意見も伺っておりますけれども、意見交換の中で、今度の約15兆は3年分というふうなとらえ方をされる部分もありますけれども、施策の中身が、今から3年分も見ますよという分と、健康福祉部長がおっしゃったように、追加して来年も再来年もきちんと経済対策を打ちますよという両方を含んでおりますので、今回の分で、3年で終わりだということでないということを御理解をしていただきたいということと、世界同時不況があったからこそ日本を含めて各国が財政出動を含めたところのいろいろな緊急経済対策を、打つとるわけですから、これはもう選挙目当てとか何とかの財政対策でなくて、日本の財政、景気を救うための施策ですから、いろいろ大変でございましょうけれども、そういう面からしっかり取り組んでいただきますように要望しておきます。

もう1点、先ほど自衛隊病院の災害指定はありませんかと聞いたときに、県は、ないとおっしゃいましたが、熊本市では災害指定病院になっておりますので、追加して補足説明しておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員 命のバトンの新事業で普及モデル事業というのがあります。この費用は主に広報活動をするのか、それとも、先ほど筒状のものにいろんな自分の情報を入れて渡せるみたいな話ありましたけれども、具体的にどのような方を対象として、どのような形でのモデル事業となっているのかをちょっと教えてください。

○江口高齢者支援総室長 地域ケア・命のバトン普及モデル事業ですけれども、今回、6

月補正で予算計上しております具体的な内容は、実際バトンを作成する経費が主でございます。

今回、モデル事業ということで、具体的な対象者としては、まずは高齢者を対象に考えております。県内高齢者の方のみの単独世帯と、あと、高齢者夫婦のみの方の世帯、合計で13万世帯ほどいらっしゃいまして、今回は、その方たちをターゲットにして、その1割に相当する1万3,000世帯分、1万3,000分のバトンをつくった上で、これを各市町村に活用していただきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 バトンの大きさはどれぐらいになるんですか。

○江口高齢者支援総室長 具体的な大きさ等もこれから考えていきますけれども、一応先行した自治体の例としては、東京の港区ですとか、そういうところがありますので、その大きさ等も具体的に検討材料にしながら、どういった大きさが一番適当なのか、どういった情報の中に入れたら一番活用できるのか、そういったことについても具体的に検討していきたいと思っております。

○池田和貴委員長 藤川委員、よかですか。

○藤川隆夫委員 いいです。

○池田和貴委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 基金の関係で1つあるのが、結構スプリンクラーですね、保護施設なり社会福祉施設、障害者施設にスプリンクラーを設置の部分の基金が出ていますけれども、これがちょっと出てきた背景ですね、たまゆらの火災の部分で多分出てきているんだと思いますけれども、あと、これ、施設側がやると

きに全額面倒見てやるのか、そういったことも気になりますし、あと、スプリンクラーの設置が何か消防法上義務づけられたという背景があるのかどうか、少しその辺教えていただきたいと思います。

○江口高齢者支援総室長 今回のこのスプリンクラー整備については、高齢の分は実は介護基盤の緊急整備の基金事業の中に盛り込まれております。それ以外の社会福祉施設については、別途基金を設けてということになっておりますので、私の方からは簡単に高齢の関係について御説明させていただきます。

今、鎌田委員おっしゃいましたように、ことしの4月から消防法令の改正が行われておりまして、具体的にスプリンクラーの整備が一定規模以上については義務づけられることになりました。そういったこともあり、今回のこの経済危機対策の中で、そういった施設に対するスプリンクラー整備の費用を助成しようという内容が盛り込まれたものというふうに認識をしております。

高齢の施設につきましては、建物の構造ごとに1平米あたりの単価というものが助成の費用として決められておりますので、それをもとに実際個々の施設ごとの大きさに見合った費用負担、助成がされるというふうな形でございます。

○古森健康福祉政策課長 社会福祉施設に関しましては、高齢の方とはちょっと算出方法が違いまして、国が2分の1、それから県、それから熊本市におきましては熊本市、それが4分の1、それから事業者が4分の1負担ということで、そういう形になってございます。

○前田障害者支援総室長 障害者施設も同様でございます、地方負担がでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ背景としては、その消防法令で4月以降一定規模以上の施設は設置をしなきゃならないということですけども、4月以降、期限はいつまでにつけなければならぬのでしょうか。

○古森健康福祉政策課長 平成23年度末までとなっております。

○鎌田聡委員 今は、現状としては、ほとんどのところについていないという理解でよろしいのでしょうか。

○前田障害者支援総室長 最近できた施設については消防法の規定がございますので、整備をされておりますが、昭和56年以前にできた施設については対象になっていない施設がございますして、障害の施設につきましては、大体30施設を超えるぐらいの施設が対象になっておりますので、3年間かけて順次整備をしていけばというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ほとんど多分ついていないというのが現状じゃないかと思えますけれども、大体じゃあこの基金で対応できるんですかね。

○前田障害者支援総室長 法の要求もございますので、必要な施設、面積は限られておりますので、その面積を超えた施設については全部対応できるように予算措置をさせていただいておるところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

それと、済みません、スプリンクラーに関してですけども、追号の3ページの社会福祉課の生活保護施設整備費で2,819万、保護施設のスプリンクラー設置で上がってますけれども、2カ所というお話をさっき聞いたんですけども、スプリンクラーって結構する

んですかね。2カ所で2,800。ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○坂田社会福祉課長 菊池市にございます施設とそれから芦北にあります施設2カ所でございますけれども、菊池の方が、事業費が1,264万2,000円となっております。それからもう一つの方が2,495万4,000円、それに対する3分の2の補助をここに計上しているという状況でございます。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第5号から第6号まで、第11号及び第15号から第17号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

本当に、先ほどから委員の先生方言われているように、今回の緊急経済対策、執行部の皆さん方大変だったというふうに思います。同規模の県では、200億から300億ぐらいの補正だったのが、熊本県では800億を超える、当初予算と比べると約12%に近い補正を組ま

れた、これは本当執行部の皆さん方の大変な努力だったろうと思います。

ただ、先ほどいろいろ御説明の中にごさいましたように、まだ国からいろいろな細かい面が示されていない部分もございます。そういった意味で、開始時期と現場の皆さん方への周知徹底が時間的に窮屈になる部分あると思います。そういったところはさらに大変かと思いますが、御留意をされてこの補正予算が円滑に運用されるように、ぜひ執行部の皆様方をお願いを申し上げたいと思います。

次に、請願の審査に入らせていただきたいと思ひます。

付託請願の審査に入りますが、本委員会で継続審査中の請第24号であります、お手元に配付のとおり、請願提出者からの請願の取り下げの願ひが提出されております。

請願の取り下げは、本会議においての許可になります、当委員会は撤回許可ということで議長に報告いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。それでは、請第24号については、撤回許可ということで議長に報告をいたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が11件あっております。執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思ひます。

それでは、吉田少子化対策課長から説明をお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 報告資料1ページをお願いいたします。

こうのとりのゆりかごに係る最近の動きにつきまして御報告いたします。

ゆりかごについては、平成19年5月の運用開始から2年余りが経過いたしました、去る5月25日に、20年度の運用状況が熊本市から公表されております。

まず、運用状況につきまして、資料の3ページをごらんいただきまして、御説明させていただきます。

20年度につきましては、18項目の数値の公表がなされております。表の中には、20年度の数値と括弧書きで19年度の数値を表記しております。重立ったものとしまして、まず、利用件数は、20年度25件、19年度17件、置かれた子供の健康状態は、20年度、良好が23件、医療を要するものが2件、19年度は、良好が15件、医療を要するものが2件となっております。また、父母等の居住地は、20年度は、25件のうち22件について判明してございまして、県内はゼロ、本県を除く九州が8件、近畿3件、中部3件、関東8件となっております、すべて県外からの利用となっております。

なお、19年度につきましても、全体17件のうち、判明した10件につきましては、すべて県外からの利用となっております。

これらにつきましては、保護者の居住地の管轄の児童相談所にケースを移管してございしますが、その結果、父母等が家庭に引き取った事例が、20年度について3件となっております。

資料の1ページをお願いいたします。

1番のこれまでの主な経過、(2)に記載してございすとおあり、県としては、中期的な観点からゆりかごの制度上の課題などの検証を行うため、検証会議を設置、運営してございす。

19年11月30日の第1回会議を開催して以

降、4回の会議を経て、次の2ページの一冊上にございますように、20年9月8日に中間取りまとめを公表しております。その後、これまでに3回の会議での議論において「ゆりかご」をめぐる課題の整理や「ゆりかご」への評価について意見交換を行っております。

大きな2番、今後のスケジュールにありますように、この後3回程度検証会議を開催し、秋の最終報告に向けて議論を重ねていくこととしております。

こうした結果については、国に伝えるとともに、全国に情報を発信してまいりたいと思っております。

なお、資料には記載しておりませんが、全国への発信の一環として、6月29日、来週の月曜日ですが、東京で開催されます全国知事会次世代育成支援対策特別委員会、ここにおきまして、本県から「ゆりかご」の利用状況と各都道府県における相談体制の充実、関係機関との連携強化、こうしたことをお願いすることとしております。

以上です。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。

資料4ページをお願いいたします。

今回、手数料条例の一部を改正する条例が主管課であります財政課の方から提出されておりますが、その内容の分の中に、名称の変更、国家資格の試験であることを明確にするという形の分で、これまで歯科技工士試験というふうにしておりましたが、これが歯科技工士国家試験というふうに変更されましたので、その部分を含めて内容が改正されるということになっております。

以上です。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

熊本県歯科保健医療計画の改定案について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

まず、1の計画改定の趣旨でございますが、平成19年度に熊本県健康増進計画、第2次くまもと21ヘルスプランと称しております、及び第5次熊本県保健医療計画を策定しておりますが、これらの計画の記載内容に合わせて、今回熊本県歯科保健医療計画を見直すものでございます。

さきの2つの計画、第2次ヘルスプランと第5次保健医療計画におきましては、いずれも生活習慣病の予防を一つの柱として計画を定めておりますところから、今回の歯科保健医療計画の改定におきましても、近年、歯周病と早産、それから心筋梗塞、糖尿病といった生活習慣病との関係が注目されておりますことから、歯科保健を取り巻く状況の変化に対応した計画内容としたところでございます。

2の計画の期間でございますが、平成21年度から24年度の4カ年でございます。

なお、現計画の期間は、平成15年度から22年度までとなっておりますが、健康増進計画や保健医療計画の周期に合わせたものとしております。

3の計画の位置づけでございます。

この計画は、法律などで策定を義務づけられた計画ではございませんが、歯の健康づくりを実践するために、県民みずから取り組んでいく歯科保健の方向を示す県民の行動指針であるということ、それから、歯科医療を推進する方向性を示す市町村及び関係機関、団体の活動指針であるということでございます。

4のこの歯科保健医療計画の基本的方向性でございます。

まず、歯科保健の施策の方向性としまして、ライフステージに応じた歯科保健の推進、歯科保健と食生活、食育との連携、歯周病と全身の関係に着目した施策の推進を図ること、また、歯科医療の施策の方向性としまして、

かかりつけ歯科医の普及、歯科医療機関の間の連携の推進、歯科と医科の連携の推進、障害児者の歯科医療の充実などに向けて取り組むこととしております。

6 ページをお願いいたします。

5 のライフステージに応じた歯科保健医療の推進についてでございます。

1 カ所、修正していただきたいところがございます。上から3行目、米印のところの分で、詳細は資料4ページ以降参照となっておりますが、これを8ページ以降に修正をお願いいたします。

この計画案では、表にお示ししますように、乳幼児期、少年期、青壮年期などのライフステージごとに、現状と課題を整理しまして、施策の方向性、対策及び目標値を記載しております。

8 ページをごらんいただきたいと思いません。

8 ページ以降には、本計画の概要版を添付しておりますが、例えば、8 ページでは、乳幼児期についてまとめております。上の方から現状、中ほどには目標値、課題、下段には重点的に取り組む方向というように、一覧できるように整理しております。

また6ページにお戻りいただきたいと思えます。

数値目標の例を下にあります表に掲げております。

表の米印がついております目標値、例えば、間食として甘味食品、甘味飲料を頻回に飲食する習慣のある幼児、また、80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の増加等につきましては、現計画において目標値を既に達成しておりますことから、新たに高い目標値を設定しております。

7 ページをごらんいただきたいと思いません。

6 の計画策定のスケジュールについてでございます。

昨年11月に、歯科医師、関係団体の代表者から成る歯科保健推進会議を開催いたしまして、以降、ワーキング会議で具体的内容の審議を行ってきております。

今年3月に再度歯科保健推進会議を開催いたしまして、計画案を策定したところでございます。その後、5月から6月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

本日の厚生常任委員会での御報告を経まして、7月上旬に計画の決定を予定しております。

パブリックコメントにつきましては、6名の方から御意見をいただいております。御意見の例を2つほど載せております。このほかにも御意見などをいただいております。本日お手元には、パブリックコメントを計画案に反映させた本体をお届けしております。

8 ページから12ページには、先ほど申しましたように、各幼年期、少年期などのライフステージや障害者、歯科医療分野のそれぞれにつきまして、現状、目標、課題、取り組みの方向性をまとめた概要版の抜粋を添付しております。

以上、歯科保健医療計画について内容を説明させていただきました。

○末廣健康危機管理課長 別冊資料をお願いいたします。

新型インフルエンザ対策の状況の御説明に入ります前に、先ほどの佐藤委員のお尋ねにお答えしたいと思います。

現時点で約23%でありました備蓄率を21年度末に38%まで整備する予定でございます。38%になるという計画にいたしております。

それでは、これまでの経過でございますが、4月23日にメキシコ政府が新型インフルエンザの発生を発表し、WHOが、4月27日に、ヒトとヒトとの感染の発生を確認したというフェーズ4を宣言され、我が国では、4月28日に、第1段階、海外での発生ということで、

国が対策本部を設置し、基本的対処方針を決定されたところです。

本県におきましても、同日、対策本部会議、知事を本部長とする本部会議を開催いたしまして、行動計画の承認をして、現在それに基づく対策を実施してきたところでございます。

4月29日には、大きな集団での発生になりますフェーズ5の宣言がございまして、対策本部の幹事会を開催し、情報の共有と対応の確認を行いました。また、医師会とも医療機関との情報共有ということで研修会を開催いたしております。

5月9日には、成田において日本人患者の確認がございました。それを受けまして、対策本部の幹事会を同日開き、5月12日には、市町村への対策内容についての説明を実施いたしております。

国におかれましては、5月13日に専門家諮問委員会の見解が公表されまして、感染力については通常のインフルエンザと同じかそれ以上と、致死率については、WHOが発表した0.4までは高くないと推定するという内容の専門家の見解が公表されたところでございます。

2ページをお願いいたします。

5月16日に神戸市内で国内初の発生があり、国内発生早期の第2段階に移行しました。同日、本県では、第2回対策本部会議を開催しまして、イベント開催自粛等の基本方針について、必要に応じて柔軟な対応を行うという方針を決定いたしております。

それから、5月25日に、隣県の福岡市の方で患者の発生がございました。それを受けまして、5月26日に幹事会を開き、対策を急ぐということを確認いたしております。

また、5月26日には、知事を会長としまして、市長会や町村会、医療関係者、ライフライン事業者等で構成します熊本県新型インフルエンザ対策協議会を設置し、6月4日に初

会合をいたしまして、情報の共有と対策のそれぞれの取り組みについて確認をしたところでございます。

6月11日には、世界的大流行を意味しますフェーズ6の宣言がなされ、政府においては、官房長官や労働大臣の方で国内対応については変わらないというコメントが出されております。同日、対策本部事務局会議を開催し、その内容を各対策部で確認したところでございます。

6月21日に県内患者の初発生の確認がございました。直ちに対策本部事務局長、健康福祉部長になりますけれども、記者会見をして公表し、翌6月22日、議会終了後に対策本部会議を開催しまして、県内対策の方向性について決定をしたところでございます。

2番の患者数でございますけれども、6月22日現在で100の国と地域で5万2,000人を超える患者数になっております。日本では、35都道府県、880人を超えております。熊本県は、本日現在5人でございます。八代市在住の20歳代女性、21日にフィリピンへの渡航歴がある方でございました。それから、熊本市内在住の10歳代の女性2人でございますが、お一人は、22日に確認された信愛女学院の高校生、それから23日に確認されました信愛中学校の生徒さん。それから合志市滞在の10歳代女性は、23日に確認されましたオーストラリアからのホームステイでおいでの方、そして、昨日確認されました上益城郡の10歳未満の女兒、嘉島西小学校の児童ですが、以上、5人の患者の確認が行われております。

これまでの国の方針でございますが、5月22日に基本的対処方針を示されておまして、外出の自粛要請は行わず、集会、スポーツ大会の自粛の一律要請は行わない、また、事業者の事業自粛要請も行わないということでございました。

また、医療の確保、検疫、保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針を6月19日に



改定されておりました、患者につきましては、原則自宅療養とし、必要に応じて入院も可能という対応に変わっております。

それから、医療体制については、発熱相談センターの役割、現在は、発熱相談があった中から感染の疑いが強いものを発熱外来に受診勧奨するという役割を負っておりますが、国の指針は、適切な医療機関を紹介し、自宅療養している患者への相談対応に当たるといふうに、機能を変えるという方針を示されております。

また、外来につきましては、原則として、すべての医療機関で診療を行う、また、入院につきましては、重症患者については一般入院医療機関においても入院を受け入れるという方針を変更されているところでございます。

4番の本県の方針でございますが、5月16日に、県民への外出自粛は、それぞれ必要に応じて対応するという事で決めてまいりましたけれども、県内発生を受けまして、6月22日の日に開催しました本部会議におきまして、当面は、基本的に現行の体制、つまり、発熱相談センターから発熱外来に誘導するという現在の体制を継続することとし、個々の状況に応じて柔軟な運用を行うということを確認して、今現在取り組んでいるところでございます。

これまでにとりました主な対策につきましては、5番に記載しているとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

6番に、県内の状況ということでございますが、これは、先ほど冒頭に御説明したとおりで、現時点では、県内発生を見ても大きく相談件数が増加するという状況にはあってございません。あすの国の全国担当課長会議の説明内容を受けまして、医療機関とも協議し、今後の対応を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の13ページをお願いします。

県内伝統薬メーカーの郵便販売による事業継続についてでございます。

本案件は、さきの4月定例会厚生常任委員会において御説明した案件でございますが、その後の経緯等について御報告いたします。

まず、本年6月1日から施行された改正薬事法では、リスクの低い第3類医薬品を除く大衆薬の郵便販売が規制をされまして、第2類医薬品である伝統薬の服用者などから、医薬品の購入が困難になるとの意見を受け、国は、薬局のない離島に住む人などについて、2年間に限り郵便販売を認めることとしました。

この措置によりまして、県内伝統薬メーカーは、直ちに郵便販売ができなくなるという事態は避けられましたが、新たな顧客の開拓、あるいは経過措置以降の事業継続が困難となるなどの問題が生じました。このため、県内伝統薬メーカー8社では、継続して郵便販売が可能な方法を全国伝統薬連絡協議会などと協議をされ、特例販売業の許可取得により郵便販売を継続するため、5月中旬、県及び熊本市に特例販売業の許可申請を行いました。

県及び熊本市は、申請内容が旧薬事法の許可基準に適合していたことから、5月22日付で許可を行いました。これによりまして、法人経営の県内伝統薬メーカー8社は、6月1日の法施行後はもとより、経過措置後の平成23年6月以降も従来どおり伝統薬の郵便販売が可能となりました。

続きまして、資料の14ページをお願いします。

参考の(3)新旧薬事法及び経過措置フロー図でございます。

太字で示しております特例販売業の欄を黒

い矢印に沿ってごらんいただきたいと存じますが、本年5月末までに特例販売業の許可を取得すれば、本年6月以降、特例販売業という許可制度は消失をいたしますが、厚生労働省にも見解を確認いたしました。法改正後も従来どおり伝統薬の郵便販売は可能とのことでありまして、法人の場合は、会社が存続する限り、また経過措置後の平成23年6月以降も伝統薬の郵便販売は可能であります。

県といたしましては、今後とも薬事法関連の情報収集などに努めますとともに、関係業界と連携を図りながら、県内薬品メーカーの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

それでは、済みません、ここでまた5分間休憩をとらせていただきたいと思います。

環境生活部の方については、休憩後に説明をお願いしたいと思います。

午後1時50分休憩

午後1時55分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開させていただきます。

環境生活部、園田環境政策課長の方から報告をお願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について御報告申し上げます。

まず、1の条例制定の必要性の1つ目でございますが、平成22年度に平成2年比で6%の県の削減目標に対しまして、平成18年度の県の温室効果ガスの総排出量は、基準年比で

10.2%増となっております。今後、森林吸収で8.1%、排出削減でも8.1%を必要とする状況となっております。

2つ目の必要性としまして、2020年に向けた我が国の中期目標について、今年6月10日、平成12年比で15%削減とするということを阿蘇市長が表明されました。ことしの12月には、森林吸収分や海外からの削減枠獲得等を含めた削減量が決定される予定でございます。これを受けた県としての中期目標や施策の検討が必要となっております。

3つ目としましては、温室効果ガスの排出削減の実効性をより一層上げるため、家庭、運輸、事業活動部門等にわたるすべての主体による自主的かつ積極的な取り組みをさらに促進することが必要と考えております。

次に、2番目の条例の検討手順及びスケジュールでございますが、条例の制定に当たりましては、環境と経済、生活の両立を図っていくという観点から、今後、事業者や県民の方々と共通認識を築きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

右側の図をごらんいただきたいと思います。

まず、庁外組織である条例検討委員会での検討結果を受けた環境審議会からの条例骨子案の答申や専門家、有識者等からの意見などを踏まえ、県において、7月から8月ごろにかけてまして、条例素案の取りまとめを行う予定としております。その後、9月定例県議会への条例素案の御説明と県政パブリックコメントを実施しまして、12月の定例県議会へ条例提案を想定しております。県議会の御承認がいただければ、翌年1月から3月にかけてまして条例周知のための事業者向けの説明会を開催し、4月1日の条例の施行を目指したいと考えております。

16ページをお願いいたします。

次に、3 条例で想定される主な対策等について御説明いたします。

まず、(1)県による地球温暖化対策としては、県として総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進計画の策定と実施状況の公表を行うことなどを考えております。

次に、(2)事業活動に係る対策としては、県議会の提言にございます事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策として、排出量が一定規模以上ある事業者を対象とした計画策定や実績報告に関する制度の導入などを考えております。

(3)日常生活に係る対策としては、県民に環境に優しい冷暖房温度の設定、省エネ型の電気機器などの購入や使用。

(4)交通及び自動車に係る対策としては、運輸部門対策として、県民に公共交通機関への利用転換やエコドライブの推進、低燃費車の導入促進。

(5)建築物に係る対策としては、建築物に係る省エネルギー化や省資源化など、温室効果ガスの排出抑制対策を推進したいと考えております。

(6)その他としましては、建築物や敷地の緑化の推進、環境保全型農林水産業の推進、太陽光等再生可能エネルギーの優先的な利用、廃棄物の発生抑制、地球温暖化防止に関する学習機会の確保などについて検討しているところでございます。

今後、条例化に向けまして、条例検討委員会の議論や県議会を初め、経済界、有識者の御意見なども踏まえた上で、具体的な内容について検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項資料の17ページをお願いします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等の結果についての報告でござい

す。

1の環境調査でございますが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による汚染状況を調査測定いたしました。

環境調査は、(1)の大気環境調査から(2)地下水質調査、(3)公共用水域水質・底質調査、(4)土壌までの環境調査測定を行っております。

その結果は、すべての調査におきまして環境基準値以下でございました。

調査は、ここにも書いてありますように、県内を4つのエリアに分けまして、ローテーション調査を行っております。

平成20年度は、宇城・天草地域の調査測定を実施しました。

ちなみに、本年度は、有明・鹿本地域の調査を実施する計画にしております。

次に、(5)の水俣地区環境監視調査についてでございますが、これは、平成12年度に実施しました上記(3)に当たります公共用水域水質調査で、水俣市百間排水路においてダイオキシン類汚染を確認したものでございまして、まだ百間排水路等に汚染土砂が堆積しておりますので、汚染の拡大の有無等を見るために、周辺水域の水質、それから魚類等について、モニタリング調査を実施しているものでございます。

水質については、百間排水路、水俣港内ともに環境基準値以下、魚類調査につきましても、これまでの調査結果や全国調査結果と同程度となっております。

なお、この百間排水路等に堆積している汚染土砂につきましましては、現在、土木において、公害防止対策事業としてしゅんせつ工事を実施しているところでございます。

続きまして、18ページをお願いします。

2の行政検査結果でございますが、ダイオキシン類特別措置法に基づく基準適合状況を確認するために、特定工場等からの排出ガスや排水等について調査を実施しました。す

べて基準に適合しておりました。

3の法定自己検査結果ですけれども、ダイオキシン特別措置法に基づきまして、排出ガス等の自己検査、これは1年に1回以上の自己検査の実施が特定施設の設置者等に義務づけられております。したがって、その実施状況について調査を行いました。

平成20年度末現在の自己検査実施義務対象施設、事業場、施設ですけれども、172に対して、自己検査を実施したものは142、そのうち、3施設、事業場が基準を超過しておりました。自己検査未実施が30施設ありますけれども、そのうちの27施設は、1年間を通じて運転を休止中であり、一応調査対象外ということになっております。未実施の3施設、事業場については検査の実施を指導しております、すべてが6月中には検査を実施する予定でございます。

次に、20ページをお願いしたいと思います。表9をごらんいただきたいと思っております。

20年度法定自己検査排出基準超過、自己検査をして排出基準が超過したのは、先ほど説明しましたように3施設ございました。これらの3施設は、すべて排ガス処理施設が故障ということでございまして、3施設とももう修理は完了しております、完了改善後の排ガス検査等も実施しております。岡崎工業と新鋼商事、上の段から2段目までの事業場については、もう基準に適合しているという検査結果も出ておりました、現在運転を開始しております。一番下の成和開発については、検査は実施しているんですけれども、現在検査結果待ちの状態ということで、現在のところ運転は停止中というふうになっております。

なお、前の18ページの下段から20ページまでに、先ほど説明をちょっと飛ばしましたがけれども、詳細な表で示しております。時間がございましたら、ごらんになっていただければというふうに思います。

次に、21ページをお願いしたいと思います。

平成21年度光化学スモッグ注意報の発令についてでございます。

1の光化学スモッグ注意報発令の状況についてでございますが、(1)の発令の状況、本年度は、これまで、5月8日に宇城・上益城地域、それから天草地域に、5月9日に菊池・阿蘇地域に2日間、3地域に注意報を発令しております。

(2)の健康被害の状況でございますが、5月8日に天草市で高校生が1人、5月9日に菊池市で小学生1人から、のどの痛み等の健康被害の届けがございました。

次、2の取り組み対応についてでございますが、(1)注意報発令・伝達体制についてでございますけれども、①発令につきましては、テレビ、ラジオ等のメディアによる速報を依頼するなど、報道機関の協力を得ております。また、県警の方では、交通情報板等も利用するというように対応しております。

②でございますが、県民に対しては、市町村等を通じて注意報等発令の周知をするほか、携帯電話メールで光化学スモッグ注意報等の発令情報提供システムを整備しております。5月末現在の情報提供メール登録者数は5,094件というふうになっております。

22ページをお願いします。

(2)測定局の増設及び大気測定車の追加導入についてでございます。

先ほど繰越計算書のところでも御説明しましたけれども、6月1日から光化学オキシダント測定局をこれまでの19カ所から23カ所に増設しまして、監視の強化を図っております。それに伴いまして、注意報等の発令地域を12地域から16地域に細分化しております。また、3月に大気環境測定車1台を追加導入しまして、2台の測定車を利用して、測定局が設置されていない地域の監視をカバーしております。

次、23ページにございますけれども、地図

をごらんいただきたいと思ひます。

現在の測定局の設置場所と発令地域を区分したものでございます。

丸が打ってありますけれども、白い丸と大きい目の黒い丸が、県が設置している測定局でござひます。大きい丸が、先ほどから説明してござひます6月1日から稼働運用している新測定局でござひます。

それから、熊本市地域に黒いぼつぼつの丸がござひますが、これは熊本市が設置している測定局でござひます。

それから、天草地域に二重丸がついているものがござひますけれども、これは九州電力が設置している測定局でござひます。

それから、先ほどから細分化をしているということを説明してござひますが、これは、6月1日から運用している新測定局を利用するという形で、測定局を分割・細分化したものを、最終的なものをここに示してござひます。黒い実線で分けてあるのが測定局で、四角で地域を示してござひます。

1例を申しますと、先ほど真ん中辺に宇城地域、上益城地域とあります。先ほど5月8日に宇城・上益城地域に発令したというふうに申しましたけれども、6月1日からは、そこを、甲佐町に新測定局を設けた関係で、宇城地域と上益城地域、2地域に分割しまして、宇城地域については宇土市にある運動公園の測定局、上益城地域については甲佐町の新測定局を利用して発令するという形をとる考えでござひます。

同様の考え方で、阿蘇地域、大津・菊陽地域、上天草地域として細分化してござひます。

なお、この測定局の増設、それから発令地域の細分化に当たりましては、有識者の意見を聞くなどしまして、それから気象条件や地形などを勘案して設置見直しを行ってござひます。

もう一度、22ページに戻っていただいて、(3)の国への緊急要望の提案でござひます。

光化学オキシダントの出現地域が広域化していること、それから工場等の発生源が少ない天草地域、それから長崎県の五島地域などが含まれていることなどから、大陸からの汚染物質の移流が示唆されてござひますが、まだ汚染源は特定されてござひません。したがって、九州地方知事会、それから県独自で国に対しまして原因究明と、国際的な対応が必要な場合にはそういう国際的な対応も視野に入れた対策について要望を行ってござひるところでござひます。

以上でござひます。

○小嶋水環境課長 水環境課でござひます。

24ページをお願い申し上げます。

水俣湾の環境対策基本方針に基づきます水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに、土木部で所管してござひますが、水俣湾埋立地の点検・調査結果、20年度分につきまして御報告申し上げます。

まず、(1)水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果でござひます。

①調査の趣旨のところではござひますが、平成13年3月14日付で策定してござひます水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、水質、地下水、底質、魚類及び動物プランクトンの水銀含有量等につきまして調査を実施してござひまして、これまでも毎議会の委員会で中間報告をしてまいったものまとめになってござひます。

②調査項目、調査時期につきましては、そこに上げてござひますように、5種類の調査をやっております、それぞれ調査地点を設けて、年4回から1回と、そのような形でそれぞれやっておりますのでござひます。

調査地点につきましては、26ページに地図をつけてござひますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

それでは、3の調査結果でござひます。

それぞれの調査結果、まず、ア 水質及び地下水につきましては、すべての調査におきまして総水銀の検出はなされておられません。

イ 底質につきましては、下に表がございませけれども、総水銀は、3地点ですべて水銀を含む底質の暫定除去基準値、右の方でございますが、以下でございました。

それから、ウでございますが、次の表をお願いいたします。

ウ 魚類につきましては、そこに表がございませけれども、2魚種とも暫定的規制値を超えておられません。

エでございますが、動物プランクトンにつきましては、次のとおり、下の方に表がございませけれども、若干上がっているように見えますが、単位がppmレベルでございますので、大きな変動はなかったと考えているところでございます。

④今後の対応でございますが、平成21年度につきましても、それぞれ調査を継続することとしております。

次に、27ページをお願いいたします。

(2)土木部所管の水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

この点検・調査につきましては、水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的に実施しているところでございます。

点検・調査の内容につきましては、水俣湾埋立地管理補修マニュアル、平成14年3月策定しておりますけれども、それに基づきまして毎年度行っているところでございます。

①水質環境調査につきましては、次のページに航空写真がついてございます。この航空写真をごらんいただきますと、白ぬきの丸のところがございますが、それぞれこの白丸のところを実施しております、護岸からの水銀を含む土砂の流出による周辺海域汚染の有無を把握するために、埋立地の全面海域で採水をいたしまして、水銀関連項目の分析測定

を行っているところでございますが、いずれも水銀の検出はなされておられません。

②の埋立地の地盤調査でございますが、これにつきましては、航空写真の中の赤色と黄色の部分でございます。埋立地の異常な沈下及び土砂流出によります陥没等の地盤変化の状況を把握するために、埋立地地盤の水準測量調査を行っているところでございます。

また、19年3月に都市公園部が竣工しておりますので、そっちの方につきましても水準測量調査を開始してございます。

結果につきましては、異常な沈下及び陥没は見られておられません。

③構造物変状調査でございます。これも航空写真の水色の部分でございます。埋立地の外周施設、これは護岸、岸壁、それから物揚場及び百間、明神、汐見の各排水路を対象にいたしまして、変位、劣化、損傷等の調査及び鋼材の腐食の状況調査を行っております。

結果といたしましては、いずれも有害な変位、劣化、損傷等は見られてございません。鋼構造物の腐食調査につきましても、電気防食の効果測定におきまして良好な防食状態にあることが確認されてございます。また、塗覆装防食工の点検では、一部でひび割れ、剥離、それから塗覆装カバーの脱落等も確認されておりますけれども、電気防食の効果が働いているために、剥離箇所等にさびの発生等も見られてございません。

今後も、計画的に必要な補修や陽極の交換等を行っていきながら、永続的に施設を良好な状態で管理しているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 29ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告いたします。

まず、1の目的でございます。

本県では、平成15年3月策定の公共関与基本計画に基づき、県民の生活環境の保全や経済活動の維持、促進を図るためのインフラとして、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けて取り組んでおります。

2のこれまでの取り組み状況でございますが、年表に記載しておりますとおりでございますが、特に、平成17年度に南関町の候補地を1番目に建設に取り組む個所として決定して以降、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

昨年度、20年度でございますが、処分場建設に係る基本設計を策定いたしますとともに、環境影響評価の一連の手続の第1弾となる方法書手続まで終了しております。

下段には、計画概要を記載しております。

基本設計では、現地の測量の結果や最近の廃棄物処理動向を踏まえ、埋立容量約45万立米としております。

30ページをお願いいたします。

3の説明会の開催状況等にありますように、住民説明会や先進地視察など、機会をとらえて説明をしてきております。

しかし、環境アセスメント方法書に対する住民等意見では、建設反対など厳しい意見を多数ちょうだいするなど、現時点では、地元の建設合意を得るに至っていない状況でございます。

次に、4の県内の管理型最終処分場の状況でございますが、稼働中の民間処分場の残余容量及び建設計画を注視しながら事業を進めてまいります。

5の今後の取り組みでございますが、(1)地元の理解促進に向けた取り組みといたしまして、これまでに実施してまいりました測量や地質・地下水調査の結果を踏まえまして、具体的な施設整備計画や安全対策について、地元に対し丁寧に説明をしてまいりたいと考えておるところでございます。

31ページですが、環境アセスメント方法書

の住民等意見を通じ御不安の声をちょうだいしており、今年度は、これに一つ一つ丁寧にお答えしながら、地元の御理解をいただき、環境アセスメントの現地調査に入る予定でございます。

さらに、調査結果を踏まえながら、万全な安全対策を検討するとともに、最新技術も視野に、安全、安心な施設整備ができるよう技術検討を重ねますとともに、産業廃棄物の処理動向を見きわめながら、平成22年度に予定をしております実施設計の中で、最終的な施設の規模や収支計画等を策定することとしております。

今後も一步一步努力を重ねてまいる所存でございます。

(2)の地域振興策につきましては、公共関与基本計画におきまして、地域振興に努めると明記をしております。今後、地元町や地域住民の御意見を踏まえまして、地域の振興などを検討してまいりたいと考えております。

32ページをお願いいたします。

(3)計画事業工程を記載しております。

この事業工程は、最短スケジュールで事業を行った場合、平成25年度中には供用開始できるのではないかと見込んでおるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○野田水俣病保健課長 済みません、別冊になっております水俣病対策の状況等についての資料の方をよろしくをお願いいたします。

急々に動きがございましたので、別冊の方で説明させていただきます。

1ページが、関西訴訟最高裁判決以降の主な経過でございます。

主な点だけ説明させていただきます。

まず、平成16年10月15日に、いわゆる最高裁判決が出されました。それを受けまして、11月29日に県の方から今後の検討のたたき台

というのを環境省の方に提出しております。内容につきましては、そこに記載の4点でございます。平成17年4月7日、環境省が今後の水俣病対策を発表しております。主な内容は、保健手帳の申請受け付けを再開、水俣病被害者に対する社会活動の支援などでございます。

飛びまして、18年5月29日、県議会水俣病対策特別委員会で、平成7年の政治解決と同様の救済策を講じることなどを内容とした水俣病問題早期解決のための要請を国に行うことを決議いただきました。

一番下の段でございますが、19年10月26日、与党のPT会議が開催され、新たな水俣病の救済策についての基本的な考え方が示されております。

続いて、2ページに入らせていただきます。

2ページの方は、20年12月25日でございます。このときも、県議会水俣病対策特別委員会で、水俣病被害者救済の早期実現に関する要望書を採択いただいております。

それから、飛びまして、21年3月13日、いわゆる与党法案というものが衆議院に提出をされました。

飛びまして、3月23日に、再び県議会本会議におきまして、水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書を議決いただき、31日に、委員長以下各党派の先生方で、与党及び民主党に提出をしていただいております。

その次の4月27日に、いわゆる民主党法案というものが参議院に出されております。4月24日、第1回の与野党会議が行われ、6月23日まで6回の与野党協議が行われたところでございます。

5月26日以降は、先ほど部長あいさつの中にありましたとおり、知事がいろいろ動いたというところでございます。

6月12日、第5回の与野党協議が行われ、このとき、与党側から民主党に対し修正案が示されたところでございます。

6月22日、急々でございましたけれども、県議会本会議におきまして、水俣病被害者救済法の早期成立に関する要望書を議決いただきまして、翌日、また特別委員長ほか5名の県会議員の先生方で、与野党に要望に行っていたというところでございます。

6月23日、第6回の与野党協議が行われ、民主党側から与党に対しまして、与党法案の修正要求が出されたという状況でございます。

2番の方でございますけれども、それにつきましては、一番最後の4ページに比較表をつくっておりますので、この4ページの方で御説明させていただきます。

表は、一番左が与党の当初案、その次が与党の修正案、そして3つ目が民主党の与党に対する修正案、一番右が民主党の当初法案という形になっております。

相違点の大きい主な点だけを御説明させていただきますと、3番目の救済の対象のところでございます。これにつきましては、与党の修正案では、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に加えて、かぎ括弧のところでございますが、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者というのが追加されております。

これに対しまして、民主党は、一番右にございます5点、四肢末梢優位又は全身性の触覚又は痛覚の感覚障害など、5つの点を言われております。

それから、あと、ずっと飛びまして、申請期間、6つぐらい下の段になりますが、申請期間の欄がございます。自民党、与党案では、3年以内を目途に救済措置の対象者を確定という形になっております。民主党案では、法施行日から起算して5年以内、ただし、括弧内でございますが、施行日以降に特定疾病にかかった者は、かかったと認められる日の翌日から起算という形になっておまして、民主党の修正案では、自民党というか、与党案の3年以内の条項を削除するというのを求め



ておられる状況です。

その下のチッソの分社化、チッソの取り扱い、分社化ですけれども、与党の修正案のところ、左から2つ目の欄でございますが、環境大臣の事業再編計画の認可条件としまして、事業会社の事業計画、いわゆる水俣に残るであろう子会社、分社化された後の子会社、事業会社の事業計画が地域経済の振興及び雇用の確保に資するものであることということで、当初よりちょっと厳格化されております。

これにつきまして、民主党の修正案では、関係事業者の指定も、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結、関係事業者というのが、与党案でいいますと、分社化の第一歩のスタートでございます。この指定を受けて初めて分社化の事業自体が、動き自体がスタートするというところでございます。その第一歩である関係事業者の指定も、救済の終了までできないというような形に変更してくれということでございます。

続きまして、その下の地域指定の解除でございます。

与党案の修正案のところ、2案出ております。案の1が、あとう限りすべて救済されることが確定してからおおむね2年後を目途に指定を解除と。2年後という言葉が入っております。

案の2につきましては、地域指定の解除という言葉が、文言が削除されまして、あとう限りすべて救済されることが確定した後、水俣病問題の最終解決の実現に伴う必要な措置を講じるというふうな記載になっております。

なお、案の1、2ともに、関係地方公共団体の長、それと地域住民の意見を広く聞くという形になっております。

これにつきまして、民主党の修正要求では、この地域指定の解除、これは条項自体を削除してくれという話になっております。

それと、下から2番目の調査研究でござい

ます。これにつきましては、与党の方にはございませんが、民主党の方からは、民主党の当初法案にあったとおり、調査研究について条項を挿入するよという要求があったということでございます。

一応23日にこれを受けまして、その後、皆様御承知のとおり、作業チームの折衝から1段上のレベルに上がって、今折衝が続けられているという状況でございます。

以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 続きまして、水俣病審査課の方から、3ページでございますけれども、認定業務、それから裁判の状況につきまして御説明を申し上げます。

同じペーパーでございます。

3 認定業務の状況でございます。

(1) 申請の状況につきましては、関西訴訟最高裁判決以降の県への認定申請者数は3,779名、5月31日現在でございます。

(2) 検診の状況でございます。検診につきましては、医療機関、市の医療センター、あるいは東京、名古屋、大阪の国立医療センターの方へ検診を委託しておりますが、それとあわせて、市の総合医療センターの一部をお借りしまして、県の方から直接先生方をお願いして、派遣医師という形で検診もお願いをしておる状況でございます。

(3) でございます。審査会の開催でございます。前回2月15日に開催いたしました審査会におきましては、最高裁判決以降の認定申請者50人の審査を行いまして、4月22日に38人の棄却相当の答申、残りの12名は、答申保留、継続的な審査という形でございますが、答申の保留が出されております。

なお、現時点では、先ほど説明をいたしましたとおり、保健課の方からもありまして、与野党で新救済策について協議中でございますので、まだ救済策の対象者の範囲がはっきり決まっておられませんので、棄却相当

の方が救済対象から外れる可能性もあるということもございまして、棄却相当の方に不利益を生じさせるおそれがあるということから、知事の処分は当面現時点まで見合せられております。

ただ、認定相当の答申がある場合は、県としては速やかに認定の処分を行うということになりますので、認定審査会につきましては、今後も着実な開催を行っていきたいというふうに考えております。

ここには記載はしておりませんが、今回の審査会は、6月28日、今度の日曜日に開催をするということで予定をしております。

それから、4番でございます。裁判の状況でございます。

国家賠償等請求訴訟が3件、それから棄却処分に係る取り消しあるいは認定義務づけを求めるような、いわゆる行政事件訴訟関係が3件、合計6件提起されておまして、これにつきましては、司法の場で県処分の正当性などに関しまして主張、立証を行っているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○小杉直委員 薬務かな。伝統薬の問題ですよな、薬。これは私がこの関係者に電話で聞いたところが、2年間は命拾いになりましたと、2年後はちょっとそれがだめみたいですよというような答えだったばってんが、課長の説明からいくと、2年後も大丈夫ということですか。

○内田薬務衛生課長 御指摘のとおりでございます。国は、法改正後、国民の方から、医薬品の供給が困難になるという指摘を受けま

して、2年間暫定措置を講じましたけれども、今回の特例販売業の取得によりまして、一応国の方にも確認をいたしておりますが、それ以後も販売は可能でございます。その旨、伝統薬メーカーの方々に近々会議を開きまして、また詳しく御説明申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 毒消丸って知っとるでしょう。今から44年ぐらい前の昭和40年に、私のごく親しい若者がインドに自転車と船で入って、インドから中近東ずっと回ってロンドンまで行って、当時大分マスコミさんに取り上げられたですばってんが、非常に水とか食べ物合わずに、しょっちゅう下痢とか血尿を出しよったわけですね。毒消丸が一番効いたそうですたい。だから、いかにあの毒消丸が効果があったかなあということを当時話聞いたしですね、最近もそういうふうな思い出話をその人間から聞いたことあるですばってんが、医療も医薬も発展はしておりますけれども、そういう伝統薬の重要性ちゅうか、効果ちゅうとは依然とありますので、薬務衛生課の御苦勞に評価をして、質問を終わります。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

○岩中伸司委員 最後に説明いただいた水俣病関係で、認定審査会も始められて、次回は28日ということですが、これは基本的には認定基準は国が言うままの形での審査会になっているわけでしょう。

○寺島水俣病審査課長 そのとおりでございます。52年のあの判断条件に沿って審査をお願いしております。

○岩中伸司委員 それでいけばかなり、この

前も2月15日の部分についても38人の棄却相当の答申とか、なかなか認定の枠の中には入らない形で進められているようですが、この28日にやられるのも、何人ぐらいになりそうですか。

○寺島水俣病審査課長 6月28日の予定といたしましては、最高裁判決以降の分の新規分で60件でございます。それと、先ほど御説明をいたしました前回の答申で答申保留になっていらっしゃる方が12名いらっしゃいますので、合わせて72名を審査していただくということで予定をしております。

○岩中伸司委員 その審査も、基本的には、基準の見直しをした形での審査じゃないと思うんで、非常に厳しい結果になりそうな気がするんですね。そうやって次々に棄却をされていけば大変な問題になるなというふうなことも思っているんですが、この辺の現状というか、見通しを、執行部としては言えないかもしれないけども、どがんですか。

○寺島水俣病審査課長 委員おっしゃるとおり、判断基準につきましては、国の法定受託事務ということで、国の基準に基づきまして審査をしていきますので、これは結果は今何とも申し上げられませんので、その結果に沿って、どういう形で答申が出るかというのは今ここでは申し上げられませんけれども、ただ、先ほど保健課長の方からお話がありましたとおり、1つは救済策、それからもう一つは裁判に訴えられていらっしゃる方、もう一つはこういった認定申請で、申請で認定いただきたいという方、それぞれの部分につきまして県としては対応しておりますので、この認定審査会につきましては、認定の可能性がある方につきまして、我々としては継続的に着実に審査をしていきたいということでございますので、その部分につきましては、当

初の、今先生がおっしゃったような形ではございますけれども、52年の判断基準に従ってやる部分というのが認定審査会の役割だと考えております。

○岩中伸司委員 大体執行部の考え方はわかりました。

冒頭の説明の中の日程で、平成16年11月29日に県から環境省へ提出された中で、八代海・不知火海沿岸の地域の、これはずっと言い続けている中身ですけれども、住民の健康調査事業の問題ですが、これはもうそのままの形ですかね。

○野田水俣病保健課長 そのままとおっしゃいますと。

○岩中伸司委員 現状では進めていくということにはなかなかならないということの、それ、国は全然動かぬですかね。

○野田水俣病保健課長 おっしゃるとおり、岩中先生の質問に知事の方からちょっとお答えしましたとおりでございます、非常に難しい課題が多いということと時間が非常にかかるというようなことから、今は救済策の方に全力を尽くしているというような状況でございます。

○岩中伸司委員 これは県としては手の打ちようもないですかね。財政上の問題もあるんでしょうが、もうちょっと積極的に言う言い方というのは。

○野田水俣病保健課長 知事も言いましたとおり、一応検討委員会もつくりまして、専門家の先生方に検討していただきました。その中で、先ほど申しましたように、非常に事柄は手法も難しいし、実際にやっていくのも難しいだろうと、さらに検討が必要だというの

が専門家の方々の、先生方の御意見でもございますし、たとえ何人やるのかという問題もございますので、それに、例えば、あるときは47万人という数字を出していますので、それをやるにしたら、すごい検診の先生方の数も必要になる、そっちの方のめども全く立っていないというような状況の中で、国の方は、極端に言うと、今やらなくていいというスタンスなものですから、国の方の協力が全く得られないような状況で、県単独でやるのは、今のところ非常に難しいというか、そういう状況判断をしておりますけれども。

○鎌田聡委員 今の関連ですけれども、大変な事業だということは今聞いてわかったんですけれども——わからぬですけれども、もともと言い出したのは県なんですよね。ただ、いろんな障害があって難しいということで簡単にあきらめていいのかということを見ると、やはり即座に、これ、県で、そしてまた議会の全員協議会でも説明をした上で、了承してやろう、国に求めようといった施策ですので、いろいろなやり方も含めて、ぜひあきらめることなく、やっぱり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点、済みません。今の要望でいいんですけれども。

認定検診の状況をお伺いしたいと思います。今どのくらい検診進んでいるんでしょうか。

○寺島水俣病審査課長 検診につきましては、現在、これは基本的なところをちょっと申し上げますと、疫学調査、聞き取り調査を行います、その後に検診という形で、その手前に予診というものもございますけれども、そういう流れを経た上で検診という形になってまいります。

検診につきましては、耳鼻科、眼科、神経

内科、それぞれ受けていただく必要がございます、すべての科目が終わりました方につきましては、これは5月末現在で834人でございます。ただこれは、先ほど言いましたように、3つとも受けていただくという形で終わった分でございますので、延べ人数といいたまいますか、1検診でも終わっていらっしゃる方というのはまだたくさんいらっしゃるんですけれども、すべてが終わったという形であれば、834名という形になります。

○鎌田聡委員 認定申請者が3,779人で、うち、検診がまだ834人ということですから、今後救済策が、まだちょっと行方わかりませんけれども、今国会中に何とかというふうな動きで今与野党とも努力をするということになっていますが、救済策ができたとしても公的検診というのは必要になるんですよ。どちらの案が採用されるかわかりませんが、民主党が言っているやつなら主治医の診断書でできるんですけれども、どういう結論になるかわかりませんが、検診体制というのは整えておかなんと、救済策ができたとしても、そこに即座に行けるかということは難しいと思いますので、少し検診体制を強化するという対応をどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○寺島水俣病審査課長 今委員のおっしゃったとおり、特に医師の確保ということにつきましては、毎年当然政府提案あたりの中でも要望しておりますし、通常の業務の中でも環境省、あるいはいろんなつてといいたまいますか、審査会の先生を通じてでございますとか、いろんなお医者さんのつてを通じて、あるいは熊本大学、いろんなやり方をといたまいますか、はございますけれども、お願いをしているのは確かに事実でございますが、まだまだ、先ほど申し上げましたように、834名という状況ではございますので、引き続き、検

診につきまして、医師の確保についてはお願いをしていきたいと思っておるところでございます。

それから、先ほど、ちょっと最初の方でお話がありましたように、救済策が実現しましたといたしましても、これは先ほど申し上げましたように、そういう形であっても訴訟で自分たちの考えを勝ち取っていこうという方がいらっしやったり、それから、認定申請で認定をいただきたいという方、いろんな救済策の方、その3パターン、簡単に言えば3つぐらいございますけれども、そういう形でございますので、救済策が、例えばああいう形で与野党合意がなされたといたしましても、検診体制については引き続き確保し、そして審査会も、先ほど言いましたように定期的に開催して、県の職務を行っていくということはやっていかなければならないというふうに考えております。

○鎌田聡委員　ちなみに、今1月で何名ぐらいの検診ができるんですか。総数で834人済んでいるということなんですけれども、月大体何名ぐらいできているんでしょうか。

○駒崎環境生活部長　今少し議論がふくそうしているようですので、補足的に申し上げますと、認定審査の場合には、症候の組み合わせということで認定基準に達しているかどうかを判断していきますので、非常に幾つかの検診科目、しかもそれぞれの科目の先生が、あいている日に、土日などを使って検診していくということが多くなりますので、ペースとしてはなかなか上がらないということがございます。

今度の新たな政治救済になりましたときには、症候の組み合わせではなくて、四肢末梢優位の感覚障害があれば対象者とするというふうな判断も出てきますので、ペースは少しは、少しというか、大分違うんじゃないかと

思います。

いずれにしても、診ていただく先生をどのように確保するかというのは極めて重要な課題でありまして、その関係で、民間診断書をどれくらい重視して取り扱っていくかということが今後の調整課題としては残っております。これは、法案がどうなろうとも、まあ法案がどうなろうともいいいますか、法律が成立しないと始まらない話ではありますが、どういう形で法律ができ上がったとしても、具体的なところは県や環境省が実務的なことを決めて、ルールを決めてやっていくことになりますので、非常に重要な課題であると思っております。

ただ、今の認定検診における検診のペースとこの新たな政治救済の判定というふうな言い方になるかと思いますが、そのペースとちょっと違いますので、一概には参考にならないという点を念頭に置いていただきたいと思っております。

あわせて、先ほどの健康診断の件でちょっと補足的に申し上げますと、水俣病問題については、平成16年、潮谷知事のときに、国にこういう要望しましたときから、一地域の企業の問題ではないと、国の高度経済成長優先の政策の中で生じた公害問題であるので、これはもう国策としてぜひ取り組んでほしいということをおっしゃっております。最高裁の判決におきましても、チッソと並んで国と県が責任があるというふうに言われておりますので、決して地域の問題として単県で取り組むというのは、むしろすべきではないことだろうと思っております。できるだけ国に呼びかけて、国の責任というのを十分自覚していただきながら、検査体制につきましても、財源につきましても、熊本県財政に重大な支障がないような形で、国として国策として取り組んでいただくべく努力を続けていきたいと思っております。

そうした意味で、単県でという気持ち、そ

れぐらいやりたいという気持ち、先生方の気持ちは大変ありがたく思いますけれども、粘り強くやってまいりたいと思っております。

○池田和貴委員長 鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。済みません、じゃあ1つ私の方から、申しわけありませんが、環境政策課にお尋ねをしたいと思っております。

この地球温暖化対策の推進に係る条例の検討をされております。

先ほど検討状況のスケジュールを御説明していただきました。その中に、県議会の説明を、9月議会の条例素案の説明とあわせて県政パブリックコメントの実施ということが9月に行われております。これは、特別委員会の方からこういった条例をつくったらどうかというような勧告があつて、議会側から申し出た経緯がございます。そういった意味を踏まえますと、やはり県民の皆さん方に示すパブリックコメントというのは、議会側でもこの委員会の中で審議をした上でパブリックコメントにかけるべきではないかというふうに思っておりますので、そのスケジュールについては、ぜひこちらの委員会の方で条例の骨子案を審議した上でパブリックコメントにかけていただくようにぜひお願いをしたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

今のお話にありましたように、これからい

ろんな手続といたしますか、説明をやっていくわけですが、その中でまた委員長と御相談しながら、議会についてどういう説明をした方がいいのか御相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○池田和貴委員長 よろしく願い申し上げます。

そのほかに、質問ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょうか。

○早田順一委員 1点が、環境生活部長にちよつとお尋ねなんです、報告事項で上がってくるのかなと思つていたんですけども、熊日新聞にレッドデータブックの間違いの報道が6月12日に出されまして、100何カ所だったですかね。間違いがあつたというふうに書いてありますけれども、そもそも大きな原因というのはどういうふうに認識をされてい

るのでしょうか。

○駒崎環境生活部長 部長にとつてでございますので、お答えを申し上げます。

20年度の事業でございます、ことし、担当の課長以下、この仕事に関係していたラインの者が異動しておりますので、聞き取りという形での御説明になりますけれども、前年度から作業に入つておまして、先生方と打ち合わせ作業をして、それぞれの分野ごとに、昆虫とか海洋生物、陸上生物、そうした分類の専門家ごとに作業を進めていただいております。

そうした中で、19年度にいろいろ検討を進めて20年の6月を原稿締め切りということでお願いをしておつたんですが、それぞれの専門家の方も、専門の大学の先生であったり、

高校の先生であったりということで、仕事を抱えておられますので、原稿の提出が大分おくれがちになったということで、早いもので7月、一番遅いものはもう3月ぎりぎりになってその原稿が上がってきたということがございました。

その辺、仕事の関係で何回も先生方をお願いするという努力が多少足りなかったという点と、原稿がそろわないという、なかなか難しいという段階で、どっかの時点で20年度予算ではありましたが、予算を繰り越す手続などをして十分な時間をとるべき、後知恵かもしれませんけれども、そうしたどっかで見切りをつけて決断をするということも必要だったのではないかと思います、何とか20年度に間に合うのではないかという形で作業を進めまして、最終的に、最近のはやりであります、電子データの形で原稿をいただいたものですから、そのまま印刷の方に電子データで渡して、先生方がおくれた分だけ、もう100%確信を持って最終的にデータ化して提出していただいたということで作業をしたというふうな経緯があったようでございます。

結果的に、いろんな表形式の原稿のものにつきましても、段違いが生じてしまって、左側の表形式でありますと、左側の表側と真ん中辺、右側という中身の説明の部分が段がずれてしましまして、それを本にするときには、生物ごとに区切って記述をしていく関係で、もう全然違う説明になっているというふうな部分があったというふうな間違いが、特にある分野についてかなり集中的に出してしまったということがございます。

決して、ただ先生方のせいにするつもりは毛頭ございませんで、あくまでも本の編集と発行は県が行うわけでございますので、県としてきちんと最終確認をして、間違いのないという確認をしてから印刷して世の中に出すべきであったろうと思っております。

その辺、これも結果論で、前任者を悪く言うつもりはありませんけれども、たまたま自然保護課は、その前年に不適正経理問題という問題がありまして、業者に先に代金を支払って納品は後日ということが出まして、そうしたことが起こった課でありましたので、絶対に代金を先に払って納品は後からという手法はとらない、とれないということで、納品はもう3月31日に絶対ということで、これはもう確実に守っております。3月31日に納品はさせまして、手続どおり、発注者と違う者が確かに注文した品が必要な部数そろっているということを確認するという、そういう経理面では万全を期したんでございますが、中身の方で、納品を3月末までに必ずさせるということを最優先にしたために、十分な校正がなかったと。もう電子データが確実に本になっていると信じたといえますか、十分なチェックをしないまま、そういうふうに思い込んでいたという部分はあったのかなというふうに聞いております。

県としては、その後の対策、そこまでは今、早田先生からは御質問がないのかもしれませんが、できるだけ早く正しい形にして世の中に出したいということと、一方で、最小限の経費でそういう修復作業をしたいというふうに思っていますので、今できるだけ早くきちんとしたものにするということと最小限の経費でという、両方見ながら作業を進めているところでございます。

○早田順一委員 前もって担当の方々からお話は聞いたんですけども、職員の方々が、データブックを張りかえたりとか、張ったりとか、非常に手間な作業がされると思うんですけどね。印刷会社に対してもまたその費用がかかるということで、ある程度のまた税金を注ぎ込んでやっぱりしていかなきゃいけないということで、そもそも、高校の先生とか、忙しいのがわかるとしたら、ある程度は

もう少し余裕を持って——後の祭りであるかもしれませんがけれども、いいのかなというふうに思いました。

また、今されているのも、チェックとかされると思いますが、ばたばたされずに、間違いのないものをぜひ出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○駒崎環境生活部長 今、早田委員から御指摘いただきましてありがとうございます。

私も、自然保護課の職員に対しましては、2回目、同じような間違いが出たのでは恥の上塗りなので、今回は絶対に誤りがないように、誤字、脱字の一つもないという覚悟で頑張ろうということっております。そこは十分肝に銘じてやっていきたいと思っております。

○岡部自然保護課長 お答えする前に、まずもって、多くの間違いがある書物を自然保護課の方で、今部長の方から御説明いたしましたけれども、県民の方々あるいは議会の先生方に大変御迷惑をおかけいたしました。大変申しわけなく思っております。

着座してちょっとお答えさせていただきますけれども、訂正の分の原稿は5月末に執筆の委員の方々から訂正分の原稿をいただきおまして、それを、先ほど部長がお答えされましたけれども、いかに少なく、いかに安くというようなことで、印刷の方の方と今お話をしておるところでございますので、先ほど部長が言いましたように、安く、早くというふうなことで、なるべく早く県民の方々にはお示ししたいというふうに考えております。

○小杉直委員 私もいただいとってまたそちらの方にお返ししとつですばってんが、再発行部数が数千冊とか数万冊とかになつとすかな。もう1点が、やっぱり少なくとも数百万あるいは数千万の再発行費用の負担が要っ

とつですかね。

○岡部自然保護課長 今回発行しましたレッドデータブックは、3月末で300部印刷しておりますので、修正分につきましても、300部を一応予定したいというふうに思っております。

必要経費でございますけれども、当初、先ほど早田委員からもお話あったかもしれませんが、230万余という金額でありましたので、今度の修正分につきましても、そこまでの多額な金額は必要にならないというふうに思っておりますが、今、修正部分と差し替え部分といいますか、ページを全部かえる部分、あるいは上からシールを張る、あるいは正誤表でできる部分とかいうようなことで、なるべく安くというようなことで検討しておりますので、今のところでは幾らというふうな金額を御提示できないようなのが現実でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 これは要望なんですけれども、国民健康保険の方でありますけれども、昨年10月ぐらいから非常に景気が悪くなってきております。それを受けて、国民健康保険料の滞納の状況というものを、数字を知りたかったんですけれども、先ほどちょっと休憩のときにお尋ねしたら、まだ出てないということでございました。その状況と、それから、国の方で国民健康保険法の改正がされて、無保険の中学生以下の子供、この数についても、後日わかり次第教えていただきたいと思っております。

要望です。

○池田和貴委員長 わかりました。ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)



○池田和貴委員長 済みません、私から1つだけちょっと。これも要望させていただきます。

今、平成21年度の熊本県家庭生活支援員養成講習会というのが募集をされていると思います。これは少子化対策課でやっていただいていると思うんですが、これは、主としては、ひとり親家庭の一時的な家事や介護、子育て等のニーズに対応するため、市町村がひとり親家庭に派遣する家庭生活支援員の養成を目的に、訪問介護や子育てに関する専門知識や技術、資格の取得を目指しますということで、さまざまな養成の講習をいただいているわけですが、ここが、時間の設定が午前中と午後という日中の時間になっております。何人かの方から、昼間は働いているので、受けたいけど受けられないという話がございます。逆にこれは、夜働かれてて昼間あいている方にとってはいいんでしょうが、そういったいろいろなニーズがあるかと思しますので、ぜひこの辺は、受けられる皆さん方すべて満足できる時間というのはないかと思いますが、よくニーズを把握していただいて、また予算の関係上もあろうかと思えます。なるべく多くの方が受けられるような、そういったことを考えていただきたいというふうに思って要望させていただきたいと思えます。

その他もなければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する